

第3次石垣市男女共同参画計画 ～いしがきプラン～



平成28年3月
石垣市



『互いを尊重し だれもが個性と能力を發揮できる
安心のまち いしがき』の実現にむけて

今日、わが国は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しています。

このような時代に、豊かで活力ある石垣市を築くためには、性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、平等な立場で活動でき、互いに喜びと責任を分かちあい、個性や能力を發揮できる社会が求められています。

石垣市では、女性に関わる諸課題の解決に取り組むなかで、平成8年に「第1次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を、平成18年にはさらなる実行のため「第2次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定いたしました。

また、平成19年には“みーどうん”（女）と“びぎどうん”（男）でつむぐ男女共同参画都市一いしがき宣言」を、平成21年には「石垣市男女共同参画推進条例」を制定し、基本となる考え方を定め、男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

このたび、平成27年度末で「第2次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」の計画期間が満了することに伴い、「第3次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定いたしました。

このプランは男女共同参画に係る本市の現状や課題、市民意識等を的確に把握し、国際社会や国、県等の近年の動向等を考慮しつつ、市民や行政が取り組むべき目標や施策を明らかにしたものです。

また、現下の大きな社会問題である「子どもの貧困」の原因のひとつでもある、配偶者等からの暴力いわゆるDVの防止にも積極的に取り組むため「石垣市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての位置づけもおこなっております。

男女共同参画社会の推進は、市民や事業主の皆様のご理解・ご協力がなければ、とうていなしうるものではありません。

折しも平成28年は女性が初めて参政権を行使した年から70年の節目の年です。どうか一人でも多くの市民の皆様に、本プランの基本理念である『互いを尊重し だれもが個性と能力を發揮できる 安心のまち いしがき』を実現するための取組みへのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただいた石垣市男女共同参画会議委員の皆様、また意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた多くの市民、事業主の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

石垣市長 中山義隆

< 目 次 >

序章 計画策定の背景・目的等

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の性格	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画期間	4

第1章 計画の基本理念及び基本的な考え方（総論）

1. 基本理念	5
2. 基本方針	6
3. 施策体系	8

第2章 施策の展開（各論）

1. 男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発	9
2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり	13
3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり	19
4. 配偶者等からの暴力（DV）等やハラスメントの根絶に向けた取り組み 【石垣市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】	24

第3章 計画の推進に向けて

1. 全庁体制で取り組む男女共同参画の推進	33
2. 市民や企業、関係機関・団体等との連携・協力による男女共同参画の推進	33
3. 計画の進行管理の徹底	33
4. 目標値の設定	34

参考資料

1. 石垣市の概況	35
2. 法及び上位・関連計画等の整理	41
3. 第3次石垣市男女共同参画計画の策定経緯	52
4. 第3次石垣市男女共同参画計画の策定体制	53
5. 用語集	60
6. 男女共同参画のあゆみ（年表）	67

序章 計画策定の背景・目的等

1. 計画策定の背景・目的

【国連の動き】

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、1975年に「国際婦人の10年」を宣言し、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985年にはナイロビでの「第3回世界婦人会議」が開催され、1995（平成7）年には北京での「第4回世界女性会議」が開催されています。これらの取組により、フェミニズム[※]論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成17）年、第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性2000年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメント[※]のための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2010（平成22）年、第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と女性2000年会議の「成果文書」の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

2011（平成23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の助成に関する4つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー[※]問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW））を統合した国連機関「UN Women」が発足されました。

2012（平成24）年の第56回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

※フェミニズム：男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

※エンパワーメント：誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、発揮できること。

※ジェンダー：生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

参考：内閣府男女共同参画局用語集など

【日本の動き】

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、1977年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（1987年）、「男女共同参画 2000 年プラン」（1996 年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（2000 年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（2000 年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、2000年には「男女共同参画基本計画（第1次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により、大きく前進し、1999年には「男女共同参画社会基本法」、2001年には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

2010 年 12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、「男女共同参画基本計画（第2次）」を改訂（第3次基本計画）し、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。また、2015 年 12 月には、同計画の更なる改訂（第4次男女共同参画基本計画）を行い、4つの基本的な方針とそれを推進するための 12 の分野に基づく施策を示しています。

【沖縄県の動き】

沖縄県においても、1984年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（1992 年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（1997 年）、「沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGO プラン～」（2002 年）と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、2003年には、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定を行っています。加えて、2007年には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の5つを重点項目として掲げています。

さらに、同計画の終了に伴い、平成 24 年度から平成 28 年度までの計画として「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」（2012 年）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

【石垣市の動き】

石垣市においては、市制発足以前から、女性の地位を高め意識の向上を目指して、様々な女性団体が連携し、女性が抱えている問題の総合的な解決を求めて活動をしてきました。

そして、女性を中心とする多くの市民から「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、平成5年（1993年）に附属機関として、「女性問題会議」が発足、民生部民生課に担当窓口が置かれ、「石垣市女性行動計画」が諮問されました。平成7年（1995年）には、庁内の連絡調整を図り女性行政に関する施策を推進することを目的に「石垣市女性行政推進本部」を発足、下部組織として「ワーキンググループ」を置き、女性行政の庁内推進体制を確立し、女性行政の推進に努めてきました。

平成8年（1996年）には、「第1次石垣市女性行動計画～いしがきプラン～」の策定をはじめ、「石垣市女性団体ネットワーク会議」が結成され、今日においても「まるごーフェスティバル」の開催をはじめ、活発な活動が継続的に実施されています。

平成13年（2001年）には、女性人材リストの作成や60回におよぶ男女共同参画講座（講演会）の開催、女性行政広報誌「まるごー」の発行等が始まりました。

平成15年（2003年）には、附属機関の名称が「女性問題会議」から「男女共同参画会議」に変更され、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえつつ、様々な施策を積極的に展開してきました。

平成18年（2006年）、「第2次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」が策定され、新計画に基づき、各種男女共同参画施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

平成19年（2007年）には、「“みーどうん”（女）と“びぎどうん”（男）でつむぐ男女共同参画都市—いしがき宣言」を、平成21年（2009年）には「石垣市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するための基本となる考え方を決めました。

平成26年（2014年）の市議会議員改選においては、女性議員の割合が9.1%（2名）から13.6%（3名）へと増加しました。また、第2次いしがきプラン最終年度の平成27年（2015年）には、審議会等に占める女性委員の割合（地方自治法202条の3及び規則に基づく審議会等）が26.6%（平成17年：20.1%）まで上昇し、さらに、市役所において初めて男性職員が育児休業を取得するなど、男女共同参画の推進に関する取り組みを進めているところです。

前述のような背景を踏まえ、本市において男女共同参画社会の実現を目指すため、平成18年に策定された「第2次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」の点検・評価を行うとともに、男女共同参画施策に係る本市の現状や課題、市民意識等を的確に把握し、国際社会や国、県等の近年の動向等を考慮しつつ、市民や行政が取り組むべき目標や施策を明らかにする「第3次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定します。

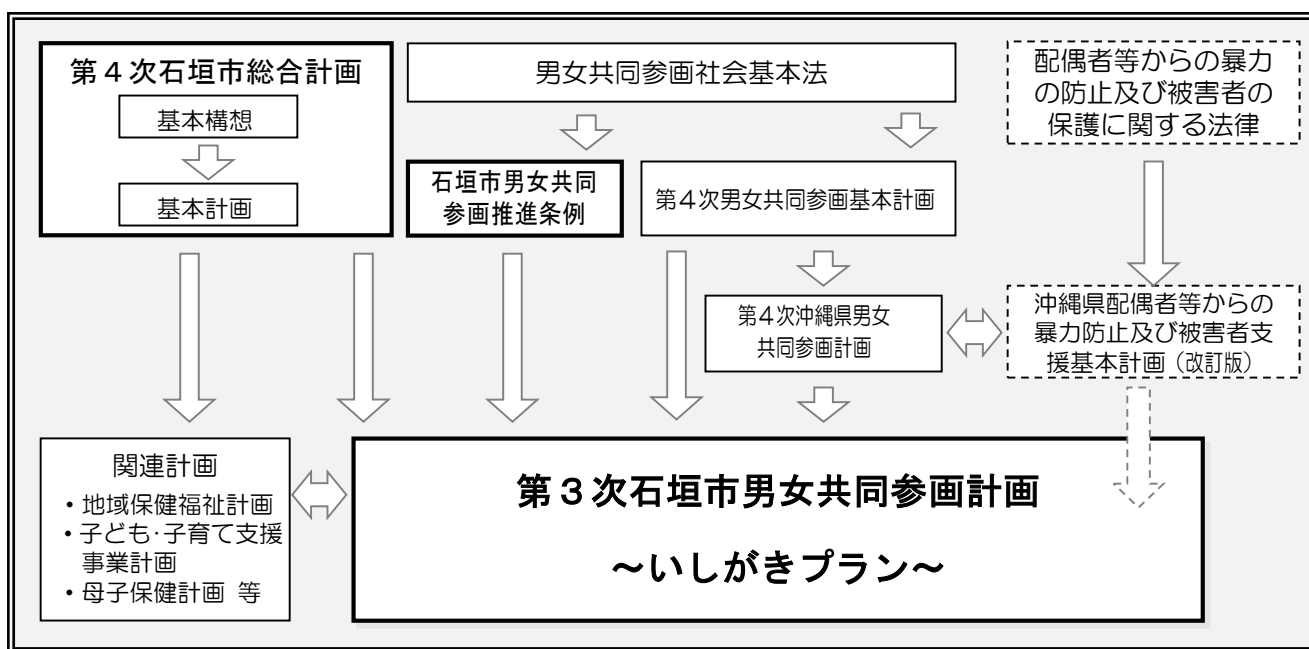
2. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき策定される「石垣市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての性格をあわせもつ計画です。

3. 計画の位置づけ

「第3次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」の位置づけは以下の通りです。



4. 計画期間

本計画は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間の計画として策定し、中間年度である平成32年度（2020年度）に中間見直しを行います。なお、計画に位置づけられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、その結果、あるいは社会情勢の変化等によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

平成28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)	35年度 (2023年度)	36年度 (2024年度)	37年度 (2025年度)
第3次石垣市男女共同参画計画（10年間）									
				中間見直し	第3次石垣市男女共同参画計画<改訂版>				

第1章 計画の基本理念及び基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、石垣市においても、「石垣市男女共同参画計画（いしがきプラン）」の策定をはじめ、市民自らが主体となり「みーどうん(女)とびぎどうん(男)でつむぐ男女共同参画都市ーいしがき宣言」を行うなど、市民とともに様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、家庭で、職場で、そして地域社会の中で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行はいまなお根深く残っており、また、配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）に関する支援やLGBTなど多様な性の尊重等、より一層の努力が求められています。

今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められています。

こうした背景を受け、本市においては、「**互いを尊重し だれもが個性と能力を発揮できる 安心のまち いしがき**」を基本理念とし、その実現に向け、4つの基本方針のもと施策を展開していくこととします。

【基本理念】

互いを尊重し だれもが個性と能力を発揮できる

安心のまち いしがき

2. 基本方針

平成 21 年度に制定した石垣市男女共同参画推進条例に掲げた 7 つの基本理念と本計画で推進する具体施策の柱となる基本方針の関係は以下のとおりとなっています。

		第 3 次石垣市男女共同参画計画 基本方針			
		(1)男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発	(2)誰もが個性と能力を發揮するための意識と環境づくり	(3)すべての市民が安心して暮らせるまちづくり	(4)配偶者等からの暴力(DV)等やハラスメントの根絶に向けた取り組み
石垣市男女共同参画推進条例 基本理念	1. 男女の人権の尊重			●	●
	2. 男女の性についての理解			●	
	3. 学校教育、あらゆる分野の教育の場における男女共同参画を実現するための配慮	●			
	4. 社会における制度や慣行についての配慮	●			
	5. 政策等の立案及び決定の場への共同参画		●		
	6. 家庭生活における活動と他の活動の両立		●		●
	7. 国際的取組みとの連携・強調			●	

（1）男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発

男女共同参画社会の実現には、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、社会的に自立する社会を形成していく必要があります。しかしながら、男女共同参画社会の目指す理念や目的、重要性について、市民に十分浸透しているとは言えません。また、家庭や職場、地域等においては「男らしさ、女らしさ」といった固定的な役割分担意識が未だ根付いている様子がうかがえます。

こういった状況の中、男女共同参画社会の実現を目指していくため、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的役割分担意識の見直し等をすすめていきます。

（2）誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

誰もがその環境の中でいきいきと活力に満ちた生活を送るためには、一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

こうしたことから、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や女性のエンパワーメント推進等により、家庭や地域、職場といったあらゆる場面において、性別に捉われることなく互いの能力を発揮できるまちづくりを目指します。

（3）すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

市民が生涯を通して心豊かで安心した生活を送るためには、本人の健康はもちろん、相手の人権を尊重し、互いの身体的・性的差異を理解し合うとともに、多様な価値観を認め合って生きていくことが求められます。

そのため、性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等をすすめ、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

（4）配偶者等からの暴力（DV）等やハラスメントの根絶に向けた取り組み

配偶者等からの暴力（DV）や「セクシャル・ハラスメント」、「パワーハラスメント」、「マタニティハラスメント」などのハラスメント行為など、深刻な人権侵害が社会問題となっており、その被害者の多くは女性であるといわれています。

このような人権侵害やあらゆる暴力の根絶をめざし、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築をはじめ、被害者の生活を再構築していくための支援について、関係機関や市民との協働のもとすすめていきます。

3. 施策体系

理念	基本方針	具体施策の展開	
互いを尊重し だれもが個性と能力を發揮できる 安心のまち いしがき	1. 男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発	(1) 多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発	① 広報いしがきや市ホームページ等を通じた啓発 ② 男女共同参画情報誌「まるざー」の充実・活用 ③ いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知 ④ 様々な機会を通じた意識啓発の推進
	2. 誰もが個性と能力を發揮するための意識と環境づくり	(2) 学校教育・社会教育等を通じた固定的性別役割分担意識の見直し	① 幼児教育や学校教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発 ② 講座等を通じた男女共同参画の推進 ③ 各種団体との連携による男女共同参画の推進
	3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり	(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進	1) 家庭 ① 男性の家事・育児等への参加促進 ② 育児休業・介護休業等の取得促進 ③ 保育や育児サービス、介護サービス等の充実 2) 地域 ① 「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進 ② 地域活動への参加促進 ③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 3) 職場 ① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 労働環境の改善に向けた意識啓発 ③ 各種法制度等の周知 ④ 企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進 ⑤ 家族経営協定の普及促進
	4. 配偶者等からの暴力(DV)等やハラスメントの根絶に向けた取り組み	(2) 女性のエンパワメントの推進	① 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 ② 女性リーダーの育成 ③ 女性団体ネットワークの拡充 ④ ひとり親家庭等への生活支援 ⑤ 起業支援の充実
	(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進	(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 ② ライフステージに応じた健康支援の充実 ③ 発達段階に応じた性教育や性の悩み相談の実施 ④ 多様な性の尊重
	(2) 人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり	(2) 人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり	① 人権尊重の意識啓発の推進 ② メディア・リテラシーの推進 ③ 異文化交流と国際交流の推進
	(3) 平和な社会づくりへの貢献	(3) 平和な社会づくりへの貢献	① 平和事業の推進 ② 平和学習の推進
	(1) あらゆる暴力の防止に向けた取り組み	(1) あらゆる暴力の防止に向けた取り組み	① あらゆる暴力を予防するための意識啓発 ② 各種法制度等の周知 ③ 相談窓口の周知と相談支援体制の充実・強化 ④ DV等被害者を適切な支援機関へつなぐ体制の充実・強化 ⑤ DV等被害者情報の保護 ⑥ DV等被害者の生活の再構築や自立支援の充実 ⑦ 児童虐待への適切な対応 ⑧ 高齢者、障がい者等への暴力(虐待等)への適切な対応
	(2) あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透	(2) あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透	① あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発 ② 相談窓口の周知

第2章 施策の展開（各論）

1. 男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発

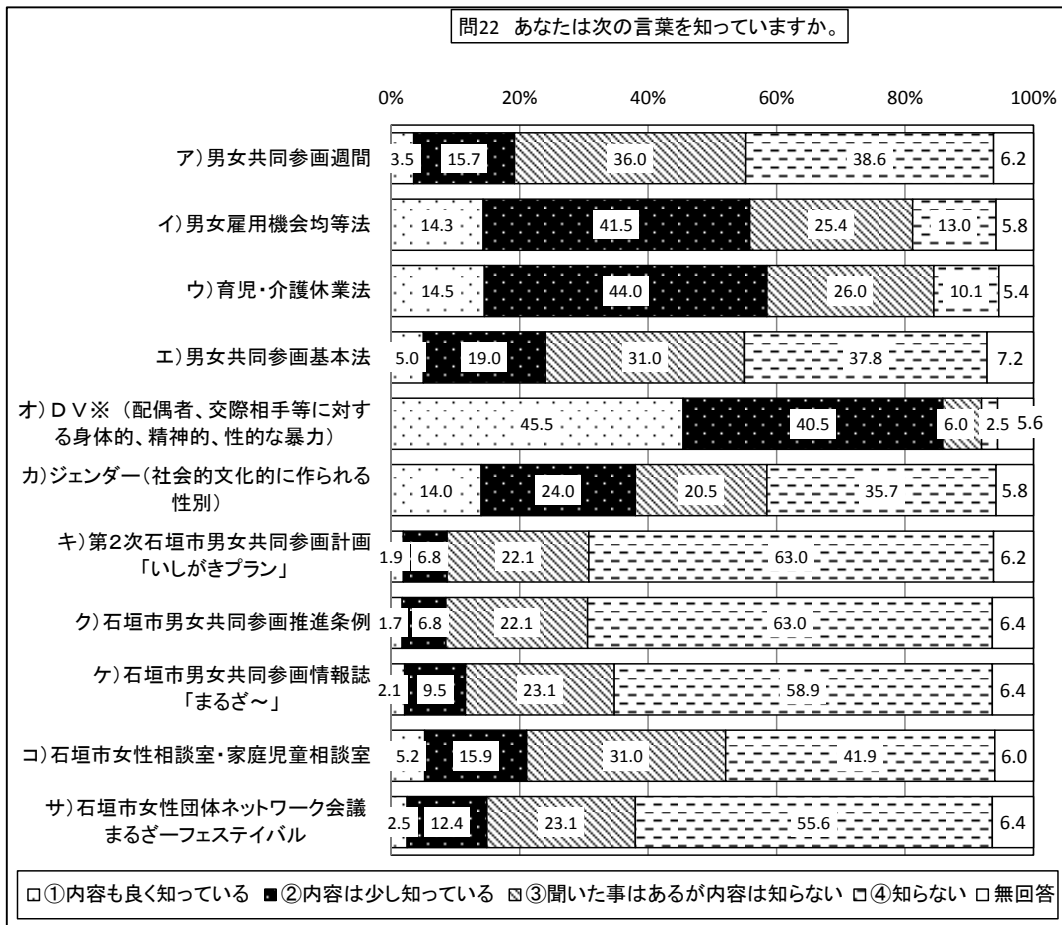
(1) 多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発

■現状と課題

本市においては、市制発足以前から様々な女性団体が連携し、女性が抱えている問題の総合的な解決を求めて活動をしてきました。そして、平成5年の「石垣市女性行動計画」策定を契機に、多様化したニーズや課題に対応するべく、各種男女共同参画施策の展開を図ってきました。また、平成21年には「石垣市男女共同参画推進条例」を制定し、市民、企業、行政等のそれぞれの責務について定め、7つの基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むものと定めています。

しかしながら、本計画の策定に際して実施した市民アンケート調査によると、「石垣市男女共同参画推進条例」及び「いしがきプラン（第2次）」について、6割以上（63.0%）の市民が知らないと回答しており、施策の内容や取り組みをはじめ、男女共同参画に関する意識の浸透が十分に図れているとは言い難い状況です。男女共同参画の理念を実現するためには、市民一人ひとりをはじめ、地域団体や企業等がそれぞれの役割を認識し、意識の普及・啓発や周知、情報の共有等、それぞれの立場で行動に移していく必要があります。

そのため、改めて男女共同参画社会が目指すまちの姿や理念、その意義等について、市民等との協働のもと周知・啓発を図っていくとともに、すべての市民に意識が浸透するよう、様々な機会を通じて意識啓発を推進していく必要があります。



資料：H27 年度アンケート調査より

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 広報いしがきや市ホームページ等を通じた啓発	広報いしがきや市ホームページなど、多様な媒体を活用して、男女共同参画の意義や目的をはじめ、各種法制度や最新情報の発信を行い、市民の男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。	市民生活課
② 男女共同参画情報誌「まるごー」の充実・活用	本市の男女共同参画情報誌「まるごー」の定期的な発行を継続実施するとともに、男女共同参画に関する動向や最新情報の掲載に努めるなど内容の充実を図ります。 また、イベントでの配布や公民館での掲示、講座におけるテキストとしての使用等、「まるごー」の活用及び市民への普及・定着を図ります。	市民生活課
③ いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知	いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知及び普及・啓発を図り、市民や企業等が各々の責務や役割をきちんと理解・意識し、男女共同参画社会の実現に向けて行動するまちづくりをすすめます。 また、市役所が男女共同参画に向けた取り組みを先導していくよう、庁内への周知を十分に行い、職員の理解促進を図ります。	市民生活課
④ 様々な機会を通じた意識啓発の推進	男女共同参画週間における標語募集やパネル展の開催、女性団体ネットワーク主催の「まるごーフェスティバル」における啓発活動等、様々な機会を通して男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。 また、それらの取り組みを多くの市民へ周知し、男女共同参画社会の形成に向けた市民参画を促します。	市民生活課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・ 広報いしがきや市ホームページ等で発信している情報を受け取り、周りの人と共有して理解を深めましょう。
- ・ 男女共同参画に関するイベント、男女共同参画週間における標語や川柳募集に応募するなど、男女共同参画の取り組みに参加しましょう。

【自分らしく生きる】



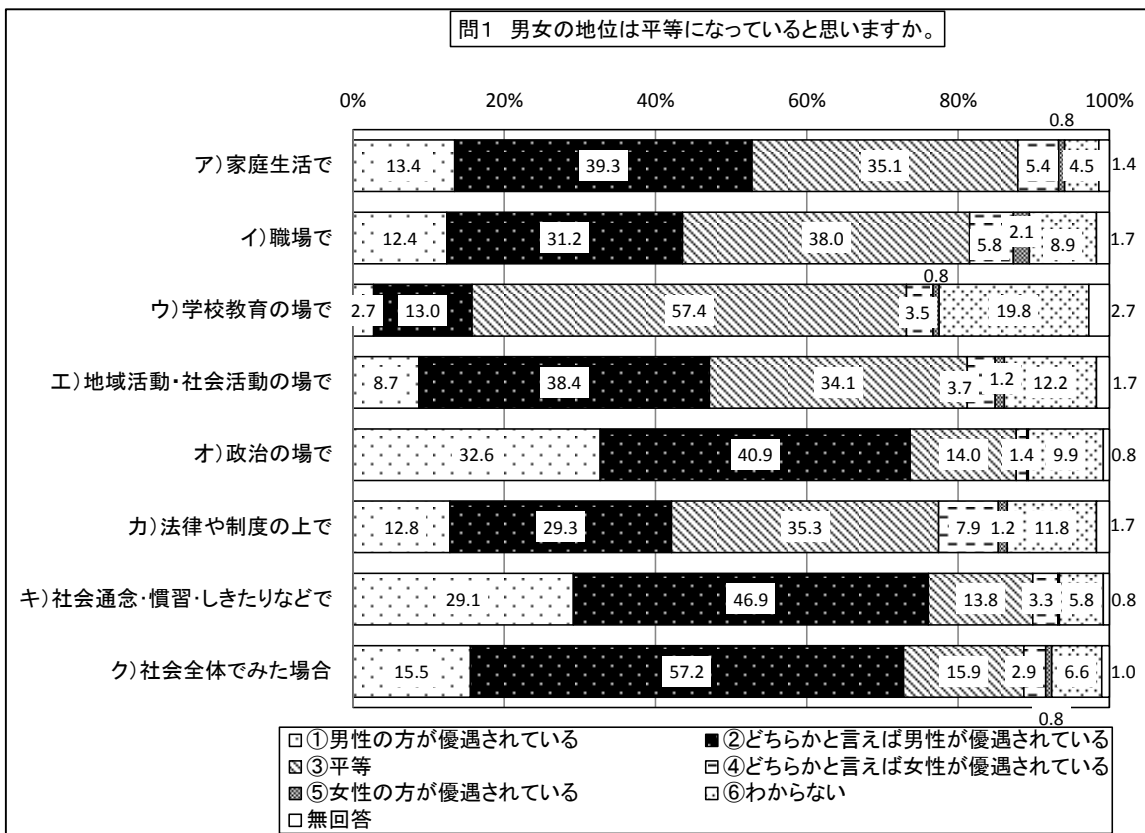
（2）学校教育・社会教育等を通じた固定的性別役割分担意識の見直し

■現状と課題

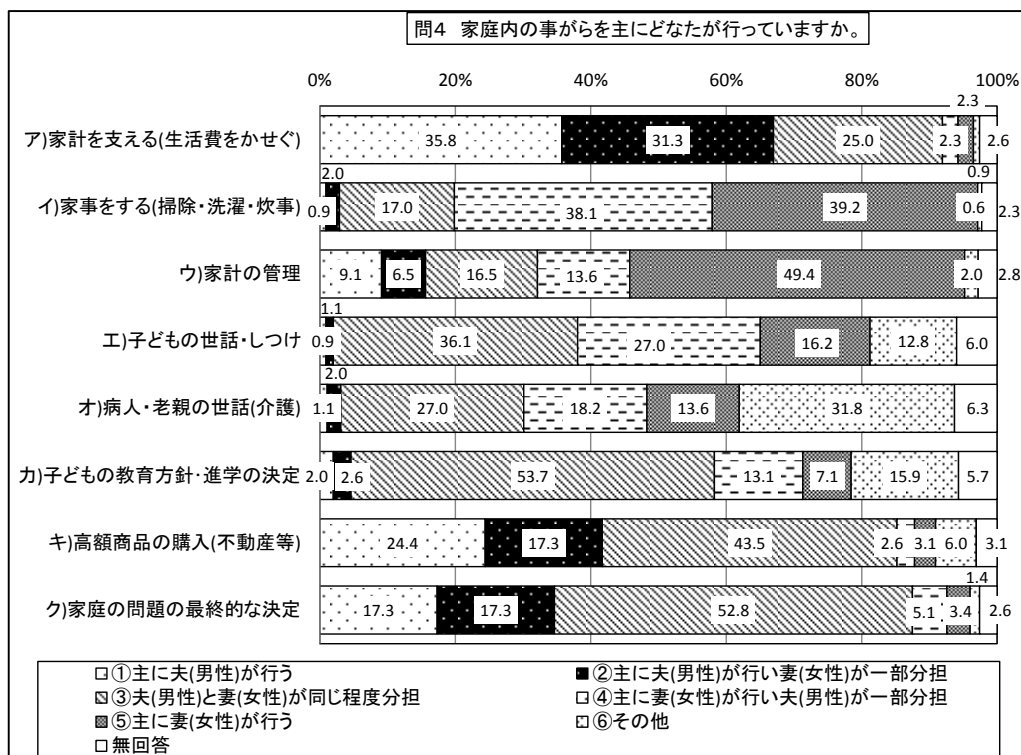
わたしたちの家庭生活や地域行事、職場等の日常生活における様々な場面では、未だ「男らしさ、女らしさ」といった固定的な役割分担意識が根付いています。こうした固定的な考え方は、幼少期から知らず知らずのうちに植え付けられてしまうことが多く、性別に関わりなくそれぞれの個性を活かし、社会的に自立していく社会の形成の妨げになる可能性もあります。

本市の状況を市民アンケート調査（平成27年度実施）の結果から概観すると、社会のあらゆる場面における平等感では、『平等』という回答が半数を上回ったのは『学校教育の場で』のみとなっており、それ以外の項目すべてにおいて男性の方が優遇されているという回答が多くなっています。また、家庭における主な役割についてみると、女性は『家事・育児・家計管理』等の家庭的な事から、男性は『家計を支える・高額商品の購入』等の経済的な事からを担っていることが多く、いずれの事からにおいても女性もしくは男性に偏りがある傾向がみられます。

こうした状況を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の見直しを図っていくためにも、幼少期からの教育や子どもから高齢者まで幅広い市民のライフステージに対応した社会教育、関係団体と連携した意識の啓発等をすすめていく必要があります。



資料：H27 年度アンケート調査より



■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 幼児教育や学校教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発	男女がお互いを尊重し合い、平等に扱われることが当然であるという前提のもと、道徳や総合的な学習の時間の活用、男女混合名簿の導入等、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。 また、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、その良さを伸ばすため、幼児教育現場（幼稚園・保育所等）への性別にとらわれない人材配置や子どもたちへのキャリア教育等を図ります。	学校教育課 総務課 児童家庭課
② 講座等を通じた男女共同参画の推進	子育て期をはじめ、青年期、壮年期、高齢期等のライフステージに合わせた生涯学習機会の確保や性別や年齢等の対象（ターゲット）を絞った講座やフォーラムの開催等による男女共同参画の普及・啓発を図ります。	いきいき学び課 市民生活課
③ 各種団体との連携による男女共同参画の推進	女性団体ネットワーク会議や婦人連合会、商工会女性部、八重山「女性の翼」の会、PTA 連合会等、地域をはじめ、島外にもつながる多様なネットワークでつながり、活動している各種団体との連携強化や、各団体同士の交流促進に努め、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。	市民生活課 商工振興課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・市が開催する男女共同参画に関する講座やフォーラムに参加し、自らの教養を深めましょう。
- ・自身が得た情報や知識を家族や友人等、周りの人たちと共有し、みんなで男女共同参画社会の形成を目指しましょう。

2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

（1）家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

■現状と課題

平成27年12月25日に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせない」という点を改めて強調しており、男性中心型労働慣行等の変革による家庭・地域・職場等あらゆる場面における施策の充実が謳われています。

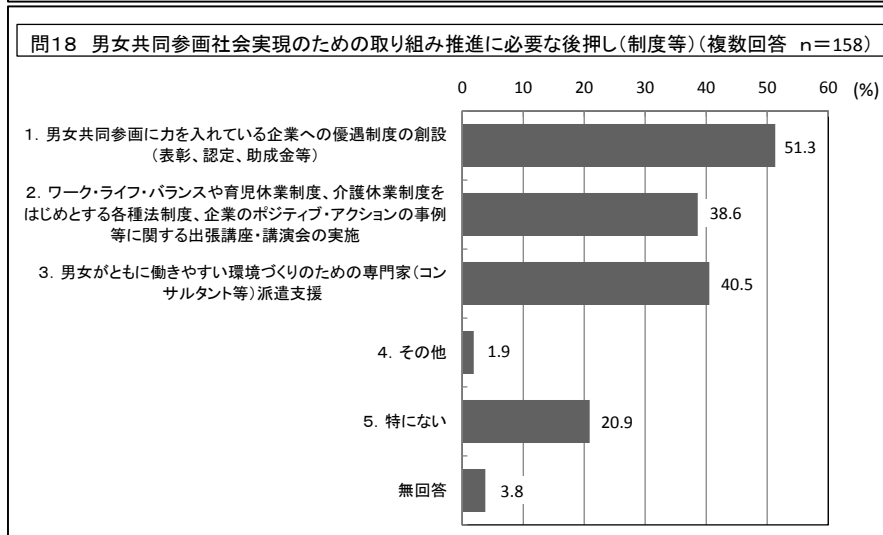
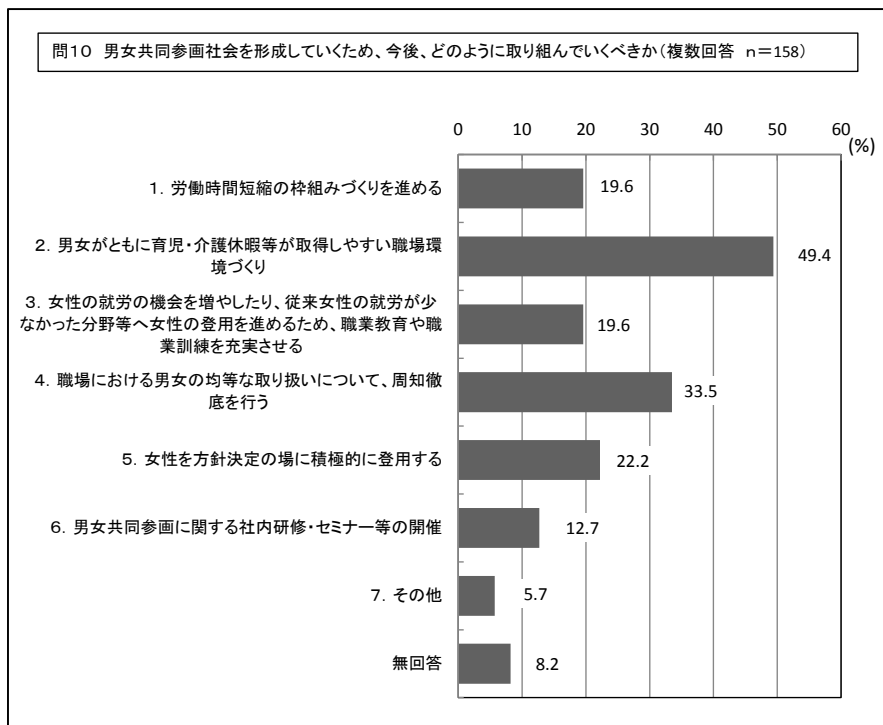
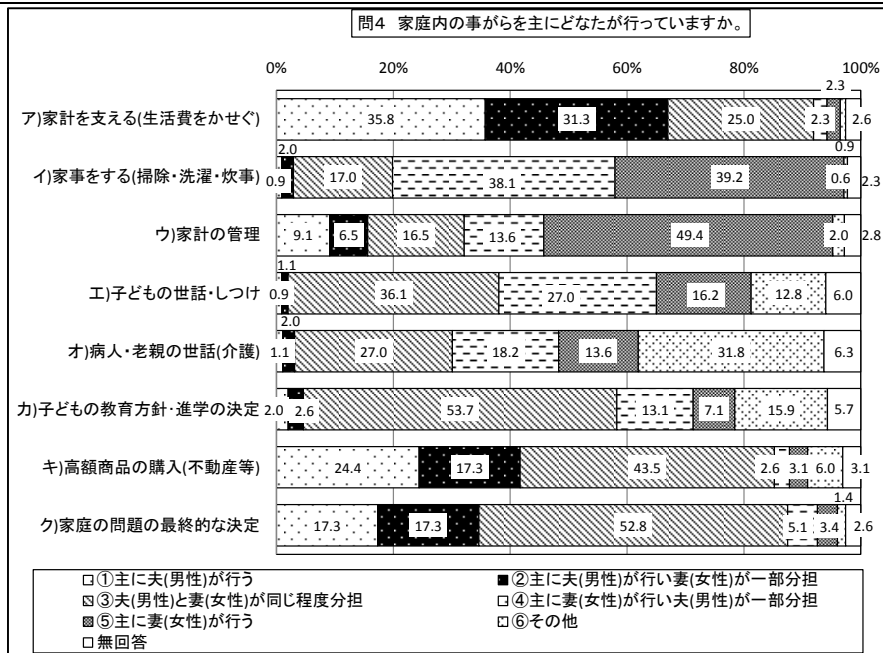
本市のアンケート調査結果からも、労働の中心は男性、家事・育児等家庭の事ごらの中心は女性、といった構図がうかがえます。

こうした中、女性の社会進出を推進していくためには、労働環境の是正による男性の家事・育児等への参加機会の確保や保育サービスの充実等による共働き環境の充実を図っていく必要があります。

本市では「いしがきプラン」の効果的な推進を図ることを目的に、「いしがきプラン」地域推進委員会を設置しています。しかしながら、組織としての具体的な役割や取り組む内容が十分整理できていない状況もあり、活動の活発化に向けて検討・支援していく必要があります。

昨今の大規模地震をはじめとする様々な自然災害等の発生に伴い、市民の日ごろからの防災等に関する意識は高揚をみせており、四方を海に囲まれた本市においても、災害時の対応は重要性を増しています。過去の事例等から、災害時においては避難場所での食料の確保やけが人・病人の世話等、生活等における役割が女性へ集中することが懸念されます。日ごろから地域での防災力を高めることはもちろん、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進や防災体制の充実が求められています。

男女共同参画社会の実現に向けては、企業等においても、雇用環境の改善や働きやすい環境づくり等、その役割が求められています。アンケート調査からみると、今後企業が取り組んでいくべきこととして、「男女がともに育児・介護休業等が取得しやすい環境づくり」や「職場における男女の均等な取り扱いについて、周知徹底を行う」等の項目が上位となっています。また、企業の取り組み推進に必要な後押しとして、「男女共同参画に力を入れている企業への優遇制度の創設」を求める声が高いことから、行政として可能な後押しの方法を検討していく必要があります。



資料:H27 年度アンケート調査より

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課	
1) 家庭	① 男性の家事・育児等への参加促進	様々な情報媒体の活用による情報発信や両親学級、各種健診等の機会を通して、子育てにおける父親の重要性や家事・育児等への参加を促します。 また、子どものころから家事・育児等への意識付けを行うため、学校教育等を通じた意識啓発に努めます。	市民生活課 児童家庭課 健康福祉センター 学校教育課
	② 育児休業・介護休業等の取得促進	男女がともに家事や育児等に積極的に参加できるよう、育児休業・介護休業等の取得促進を図ります。 また、先進事例の情報発信等により、とりわけ取得率の低い男性への意識啓発に積極的に取り組みます。	市民生活課 総務課
	③ 保育や育児サービス、介護サービス等の充実	男女がともに安心して社会へ参画できるよう、保育・育児サービスや介護サービス等の充実を図り、待機児童の解消や家族介護負担の軽減等に努めます。	児童家庭課 介護長寿課
2) 地域	① 「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進	「いしがきプラン」の効果的な推進を図るため、意見交換や情報共有、地域における男女共同参画推進体制の構築等を目的に設置された「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進に向け、他地域の取り組みの紹介や研修機会の確保等、活性化に向けた支援に取り組みます。	市民生活課
	② 地域活動への参加促進	地域課題の解決等を図るため、性別を問わず様々な地域活動への参加を促します。 また、多様な媒体の活用や講座の開催等を通して、字会をはじめとする各種地域団体の方針決定の場等への女性の参画を促します。	いきいき学び課 市民生活課
	③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	災害時に男女が互いの役割を認識し、助け合うことができるよう、男女共同参画の視点に立った防災計画の策定や自主防災組織の体制充実をすすめます。	防災危機管理室 消防本部
3) 職場	① ワーク・ライフ・バランスの推進	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指すワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発に取り組みます。	市民生活課
	② 労働環境の改善に向けた意識啓発	仕事と生活の調和を図るため、長時間労働の是正や各種休業制度の周知等により、労働環境の改善に向けた意識啓発を図ります。	市民生活課 商工振興課
	③ 各種法制度等の周知	男女雇用機会均等法や労働基準法、育児休業・介護休業制度等の法制度の周知を図ります。	商工振興課 市民生活課
	④ 企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進	女性の積極的雇用をはじめ、職域拡大や管理職への登用等に積極的に取り組んでいる企業の紹介・表彰等により、企業の積極的な取り組みを促進します。	市民生活課
	⑤ 家族経営協定の普及促進	家族経営でも配偶者等の労働が適正に評価され、安全で快適な労働環境を確保できるよう、家族経営農家における家族経営協定の普及促進に取り組みます。	農政経済課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・男女とも分担して家事・育児・介護等に取り組みましょう。家族で相談し、子どもでもできる家事などの役割を分担しましょう。
- ・日ごろから隣近所との交流や地域活動への参加に努め、災害時など緊急時に協力し合える関係づくりを意識しましょう。
- ・職場や地域活動において、男女がそれぞれ不平等に扱われていないか、性別による固定的な役割分担がないか見直してみましょう。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を意識し、男性も女性も家庭や地域活動と仕事の両立を図りやすいよう、職場の環境づくりを目指しましょう。特に、育児休業や介護休業の取得率が低い男性が取得できるよう、事業主は職場環境づくり、職員は互いに連携・協力し合える意識づくりに努めましょう。

【まだまだ…】



（2）女性のエンパワーメントの推進

■現状と課題

女性が活躍しやすい社会をつくっていくためには、女性の視点からの政策形成や活躍しやすい環境づくり、支援策の充実等をすすめていく必要があります。そのためには、様々な取り組みをけん引するリーダーの育成が求められます。

本市の審議会等における女性委員の登用率は26.6%（平成27年4月現在）と、第2次男女共同参画計画で掲げた目標値（30%）には若干届かない状況となっています。また、審議会等によってはあて職での委員構成や専門性の確保の観点から、女性委員の登用が難しいものもあり、その対応が求められています。

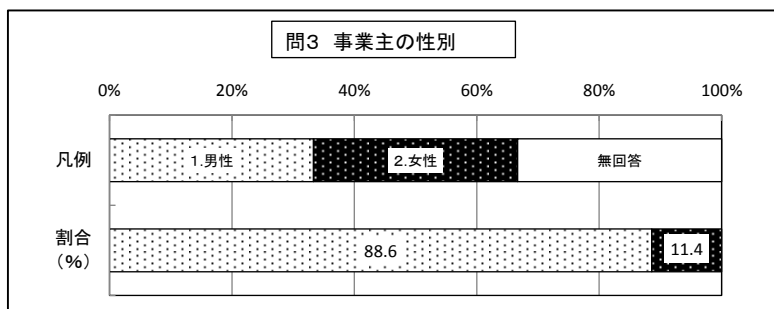
本市においては、「沖縄県女性の翼の会」主催の海外研修への派遣支援を実施しており、男女共同参画社会の実現に向けた活動をけん引するリーダーの育成を図っています。また、研修後の活動報告等により、知識や体験の共有を図るとともに、「八重山『女性の翼』の会」の会員として、地域等における多様な活動の担い手となっている様子もうかがえます。一方で、石垣島内での研修機会が限られていることもあり、多様な研修機会の確保や参加者の確保が課題となっています。

市内では、女性団体ネットワーク会議による「まるごーフェスティバル」をはじめ、様々な女性団体がそれぞれの分野で活躍しています。今後は、各団体同士の交流等を促進し、活動の充実や活発化を促していく必要があります。

本市のひとり親世帯は増加傾向にあり、母子家庭の占める比率が高くなっています。女性は非正規労働者の割合も高く、安定した収入の確保をはじめ生活上の困難（貧困等）に陥りやすい傾向にあります。また、ひとり親家庭等の生活困窮家庭で育つ子どもたちが、学力等の面で低学歴となり、低収入の職業に就き貧困に陥るといった負の連鎖が社会的に大きな課題となっています。こうした子どもの貧困問題をはじめ、負の連鎖を断ち切るための支援が求められています。

本市においては、就労について、ハローワークと連携した就労支援をはじめ、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等によるひとり親家庭への自立支援や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の支援を実施しています。

引き続き、各種就労支援の充実に努め、ひとり親世帯や生活困窮世帯等の社会的自立に向けた支援を行っていく必要があります。また、事業所アンケート結果から事業主の性別をみると、9割弱が男性となっており、女性の事業主が極端に少ない状況が見受けられます。女性の視点から課題解決や生活利便の向上等に向けた商品・サービス開発の視点や女性のエンパワーメントを推進する意味でも、女性も含めた起業支援等に努めていく必要があります。



資料：H27年度アンケート調査より

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
①政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	市の政策や方針決定のために開催される審議会や委員会等において、男女の多角的な視点をまちづくり等へ反映させていくため、女性委員の積極的登用により、ジェンダーバランスのとれた委員構成に努めるよう、庁内関係課に促します。 また、市民や各団体等への意識啓発により、政策や方針決定の場への積極的な参加を促します。	市民生活課 関係課
②女性リーダーの育成	女性が活躍する社会をけん引するリーダーを育成するため、「女性の翼」等への派遣支援をはじめ、多くの人に参加できるよう、島内における研修機会の確保等に努めます。また、研修を受けた市民や各団体の構成員等がその成果を発揮できるような活躍の場の確保に努めます。 庁内において引き続き女性リーダー研修への派遣等を行い、政策形成への多角的視点の確保や市の男女共同参画施策をけん引するリーダー育成を図ります。	市民生活課 総務課
③女性団体ネットワークの拡充	石垣市女性団体ネットワーク会議をはじめ、「いしがきプラン」地域推進委員会、石垣市商工会女性部、八重山『女性の翼』の会等、多様な団体の横のつながりを促進し、各団体の活動充実に資するよう支援します。	市民生活課
④ひとり親家庭等への生活支援	ハローワークと連携した就労支援をはじめ、自立支援教育訓練給付金等によるひとり親世帯への就労支援の充実を図ります。 また、生活困窮者自立支援法に基づき、ひとり親家庭を含めた支援が必要な家庭への、就労支援、経済的支援、子どもへの教育支援等の充実を図ります。	児童家庭課 福祉総務課
⑤起業支援の充実	商工会等と連携し、女性を含めた市民への起業支援等に取り組み、経済的自立や雇用の創出を促します。	商工振興課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・行政や地域等の方針決定の場への参加機会があれば、遠慮せずに積極的に参加しましょう。
- ・ひとり親家庭等、地域で困っている方がいたら、市の相談窓口を教えてあげましょう。
- ・女性が管理職につくことについて、家族の理解を深め、家庭内でのサポートを行いましょう。
- ・職場や地域から発信する情報に、固定的な性別表現がないか、配慮しましょう。
- ・女性の能力を発揮していくための研修等の機会を提供し、管理職への登用等も積極的に進めていきましょう。

【相談窓口は31ページ】

3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進等

■現状と課題

生涯を通して健康でいきいきと暮らすことは、すべての市民の願いであり、そのためには多くの人が互いの身体的・性的差異を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが求められます。

また、女性は妊娠・出産のための身体のしくみが備わっており、様々な女性特有の問題に悩む方も多く、ライフサイクルを通して、男性とは異なる健康等への配慮が必要となります。また、女性の重要な権利のひとつとして認識されている、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※1}の認識も深めていく必要があります。

近年においては、性同一性障害を含むLGBT^{※2}などのセクシャル・マイノリティ（性的少数者）の方々の視点も重要視されており、他自治体においては同性カップルに対してパートナーであることを認める公的書類の交付を行う動きもみられます。今後、こうした動きが広がりを見せると考えられ、本市においても多様な性の尊重により、すべての市民が暮らしやすい社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

※2 LGBT

L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のこと）の頭文字をとったもの。

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透	市ホームページや「まるごー」等の情報媒体の活用をはじめ、両親学級や健康相談など、女性の健康等について周知する機会を通し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透を図ります。	健康福祉センター 市民生活課
②ライフステージに応じた健康支援の充実	「健康いしがき21」や「母子保健計画」等に基づき、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行います。	児童家庭課 学校教育課 健康福祉センター
③発達段階に応じた性教育や性の悩み相談の実施	子どもたちがその発達段階に応じて、性に対する知識や生命を尊重する心を育むための学習機会の確保を図ります。 また、スクールカウンセリングや健康相談等を通して、性の悩みや心身の相談への対応を図ります。	児童家庭課 学校教育課 健康福祉センター
④多様な性の尊重	LGBT等のセクシャル・マイノリティについての理解を深め、偏見や差別のない石垣市を目指して、多様な情報媒体や機会を通して意識啓発を図ります。	市民生活課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・日ごろから健康づくりを意識するとともに、お互いの身体的・性的な違いを理解し、相手に対する思いやりを持つようにしましょう。
- ・妊娠、出産について、パートナーや家族で話し合きましょう。
- ・職員の健診受診、メンタルケア等、健康の維持増進にむけた取り組みをすすめましょう。
- ・LGBT等のセクシャル・マイノリティについて理解を深めましょう。

【もう…余計なお世話！】



（2）人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり

■現状と課題

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現に限らず、人間が社会生活を送るうえで最も基本的かつ重要な事項です。人権尊重の意識啓発を図るため、幼いころからの教育や多様な媒体を通じた情報発信等をすすめていく必要があります。本市では毎年、花の種子、球根などを、子どもたちが協力し育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、指定校において「人権の花」運動を行っています。

近年、インターネット環境の急速な変化やSNSなどの情報共有ツールの発達、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の浸透等、情報通信技術の発展により、情報発信や収集、共有に係る利便性は大きく向上しています。その一方で、インターネット上での性の情報の氾濫やSNSによる児童生徒同士でのいじめ等、メディアを通じた人権侵害にさらされる危険性も増しています。今後とも、情報通信技術が発展していくインターネットを含め、メディア等の流す情報を主体的に読み解き、発信・活用する能力を養っていく必要があります。

多様な価値観を認め合い、性別、人種、文化、風習等を互いに尊重することは、人権の尊重をはじめ、様々な交流を生み出し、グローバルな視点を養うことにもつながります。

本市は台湾など近隣諸国との交流を経て特有の文化や産業等を発展させてきた歴史があります。そうした経緯を踏まえ、歴史の継承や市内に住む在住外国人等との交流を深めていくことで、歴史・文化・風習等の多様な価値観への理解を深めていく必要があります。また、本市においては、沖縄県女性の翼の会による「女性の翼」への派遣支援をはじめ、姉妹都市であるハワイ州カウアイ郡への中学生派遣事業など、グローバルな視点を持つ人材の育成に取り組んでいます。今後とも様々な交流を促進し、多様な価値観を認め合う社会の形成を目指していく必要があります。

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
①人権尊重の意識啓発の推進	「人権の花」運動を通じた人権尊重思想の育成や、広報いしがき、「まるごと」を活用した意識啓発や講座・講演会の開催等を検討し、人権尊重の意識啓発を図ります。 また、道德の時間や総合的な学習の時間の活用等、学校教育を通して人権教育を推進します。	市民生活課 学校教育課
②メディア・リテラシーの推進	情報を主体的に読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の育成を図るため、児童生徒への情報教育の推進やインターネット、SNS等の使い方、危険性等に関する啓発に取り組みます。	学校教育課
③異文化交流と国際交流の推進	「女性の翼」やハワイ州カウアイ郡への中学生ホームステイ派遣事業等、海外研修への派遣支援を継続するとともに、外国語学習支援員（ALT）など、異なる文化背景を持った人々と市民や児童生徒が交流する機会の創出を図ります。 また、市内在住外国人との交流機会の創出や市政情報の多言語化等、多文化共生のまちづくりに向けて検討をすすめます。	市民生活課 学校教育課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・お互いを認め合い、支え合い、助け合う気持ちを大切にしましょう。
- ・様々な情報媒体から発信される情報を取捨選択できる活用能力を身に付けましょう。
- ・在住外国人等との積極的な交流に努めつつ、困っている人を市の相談窓口へつなぐなど、対応可能な範囲で助けてあげましょう。

【相談窓口は 31 ページ】

（3）平和な社会づくりへの貢献

■現状と課題

男女共同参画社会の前提には、個人としての尊厳を重んじる人権尊重がありますが、その人権を脅かす最たるものが「戦争」です。本県においては、先の第二次世界大戦において甚大な被害を受け、女性や子どもも巻き込み多くの生命が犠牲となりました。このような悲しい歴史を繰り返さぬよう、過去の経験を教訓に、後世へつながる平和な社会づくりを目指していく必要があります。

本市においては、平和を考えるフォーラムや戦跡巡りをはじめ、慰霊の日における八重山戦争マラリア犠牲者追悼式や全戦没者追悼式、世界平和の鐘の鐘打式の開催等により、市民へ平和について考える機会の提供や意識の高揚を図ってきました。また、児童生徒に対しては、原爆の犠牲となった広島、長崎への派遣や平和を考える作文・絵画コンクールの実施、6月の平和月間における各学校での平和集会の開催など、平和学習に取り組んでいます。一方で、これらの平和事業への参加者の減少等が課題となっており、今一度、平和や個々の命の尊厳について考える機会の創出を図っていく必要があります。

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
① 平和事業の推進	平和を考えるフォーラム等の開催や、慰霊祭等を継続実施し、市民の平和を希求する意識の高揚を図ります。	市民生活課
② 平和学習の推進	小中高校生の広島、長崎への派遣や平和を考える作文・絵画コンクールの実施等、児童生徒への平和学習を推進します。	市民生活課 学校教育課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・平和事業等へ積極的に参加し、平和の大切さや戦争の悲惨さ等を再確認し、平和を希求する意識を高めましょう。
- ・身近な戦争体験者の体験談等を家族や兄弟等で共有するなど、平和を次世代へ継承する意識を高めましょう。



**World Peace Bell
Okinawa Branch**

4. 配偶者等からの暴力（DV）等やハラスメントの根絶に向けた取り組み

（1）あらゆる暴力の防止に向けた取り組み

■現状と課題

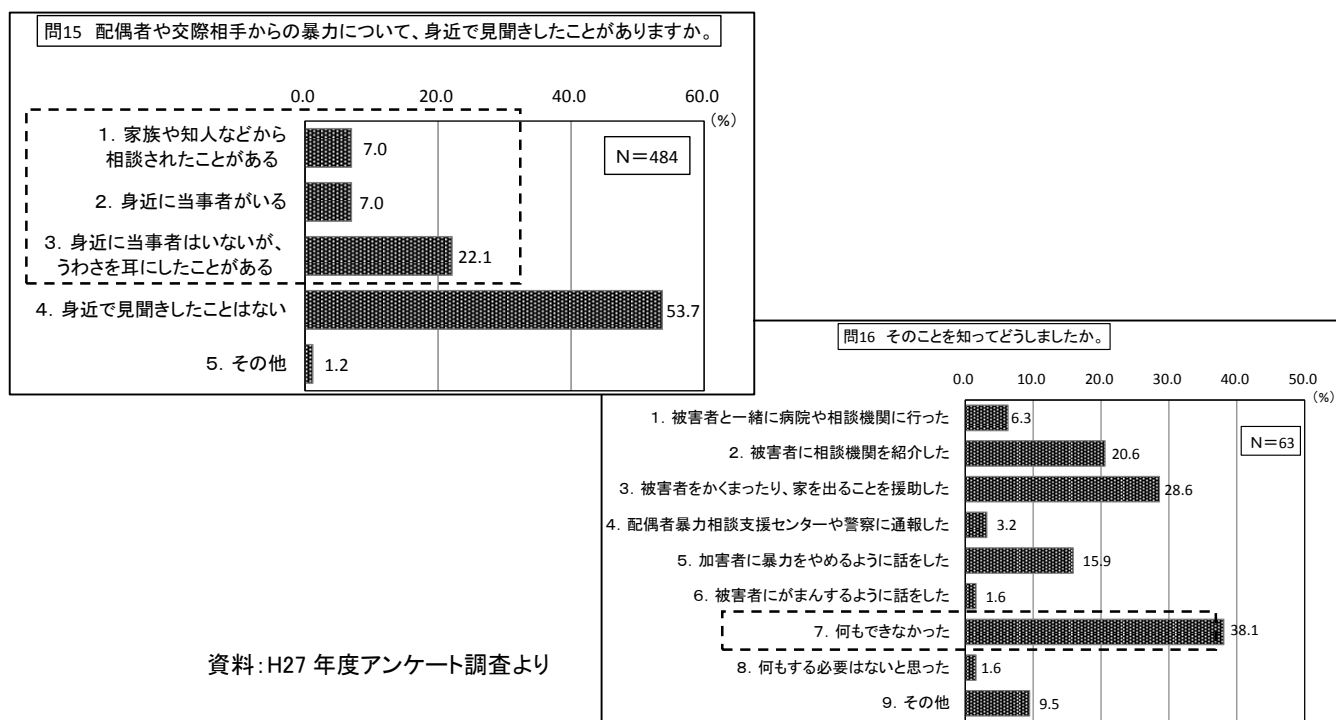
近年、配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）や恋人同士で起こるデートDV、児童虐待など、痛ましい事件等がメディア等を通じて報道されており、大きな社会問題となっています。

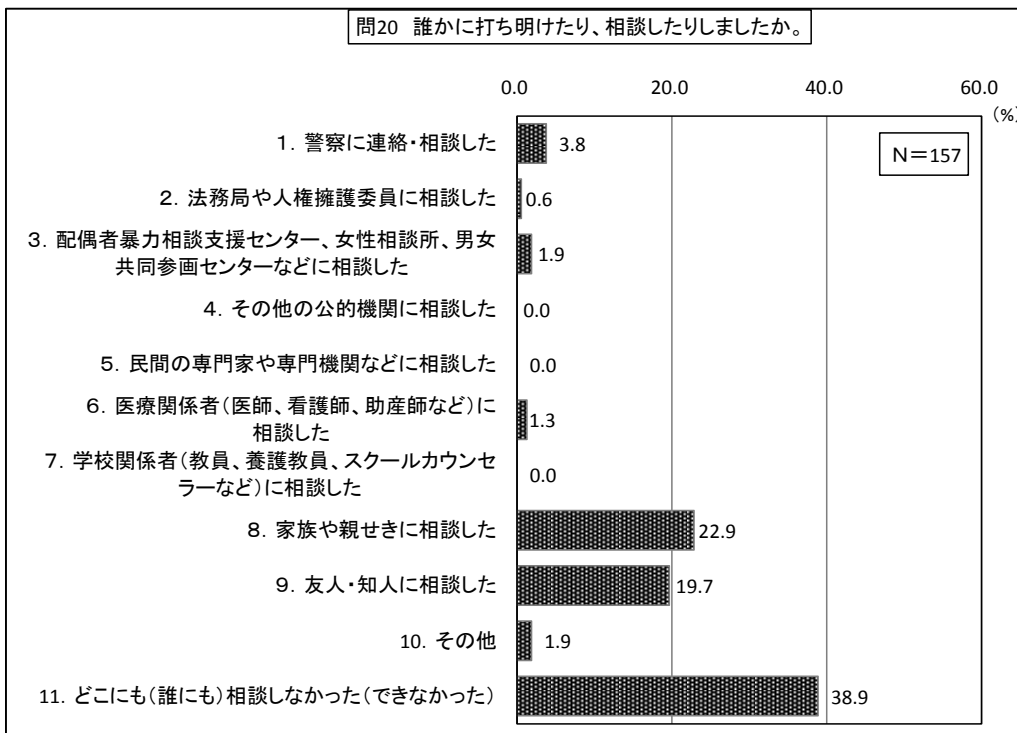
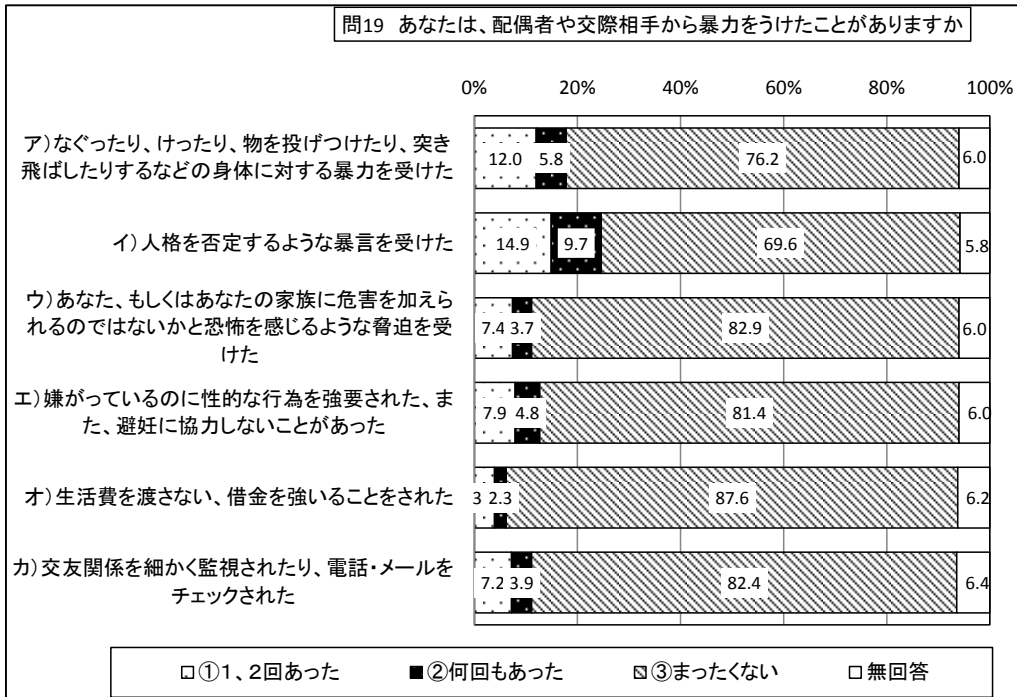
こうした中、本市においては女性相談や児童相談等の相談対応をはじめ、八重山配偶者暴力相談支援センター（八重山福祉保健所）、沖縄県女性相談所と連携した被害者支援及び一時保護の実施等に努めています。また、小中学生を対象にした「DV予防啓発講座」の開催等、DVの未然防止に向けた意識啓発なども実施しています。

一方、女性相談（DV相談含む）の件数に大きな増減はないものの毎年一定数以上あり、児童相談においては虐待に関する相談が半数以上を占めるなど、暴力に関する相談は多い状況です。また、保護等の対応を行ったあとの被害者の生活の自立支援も十分とは言い難い状況です。今後、あらゆる暴力を許さない社会を形成していくためにも、それを未然に防ぐ意識の啓発をはじめ、被害者の生活の再構築支援等をすすめていく必要があります。

市民アンケート調査（平成27年度実施）の結果からは、4割弱の回答者がDVを『身近で見聞きしたことがある』と回答しており、そのことを知った後の対応として、4割弱が『何もできなかった』と回答しています。DV防止法に規定される通報努力義務の周知を図り、被害者の早期発見に努めつつ、被害者を適切な支援機関へつなぐ体制の充実が求められています。

また、実際に『配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある』回答者は3割を超えており、すべての項目において女性の割合が高くなっています。さらに、その場合も『どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）』の回答が4割弱を占めることから、相談窓口の周知をはじめ、相談しやすい環境づくりが必要です。





資料：H27 年度アンケート調査より

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
①あらゆる暴力を予防するための意識啓発	パートナー等への暴力や高齢者や障がい者等への虐待をなくし、市民の人権が守られるよう、広報いしがきや市ホームページ等の多様な媒体を活用した意識啓発をはじめ、小中学生へのDV予防啓発講座、各種健診等のあらゆる機会を活用した意識啓発等を図ります。	児童家庭課 地域包括支援センター 障がい福祉課 市民生活課 学校教育課 健康福祉センター
②各種法制度等の周知	「DV防止法」や「ストーカー規制法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の周知を図ります。	児童家庭課 地域包括支援センター 障がい福祉課
③相談窓口の周知と相談支援体制の充実・強化	女性相談窓口や児童相談窓口をはじめ、八重山配偶者暴力相談支援センター、警察、高齢者相談窓口、石垣市障がい者虐待防止センター等の相談窓口の周知を図ります。 また、本市の相談窓口の相談員については、研修機会の確保や専門職の確保等により、相談員のスキルアップや支援体制の充実を図ります。	児童家庭課 地域包括支援センター 障がい福祉課
④DV等被害者を適切な支援機関へつなぐ体制の充実・強化	「DV防止法」に規定されている通報努力義務を市民へ広く周知し、早期発見・早期対応を促します。 また、要保護児童対策地域協議会をはじめ、民生委員・児童委員、PTA等の地域団体等と連携し、DV等の被害者の早期発見に努めるとともに、支援機関へつなぐ体制の確立を図ります。	児童家庭課
⑤DV等被害者情報の保護	被害者を守るため、住民基本台帳事務におけるDV等被害者支援措置など、被害者情報の閲覧制限等に取り組みます。 また、庁内関係課において、被害者情報の取り扱いに注意し、情報保護の徹底を図ります。	市民課 関係課
⑥DV等被害者の生活の再構築や自立支援の充実	DV等の被害者がひとり親となった場合には、生活保護等による経済的支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等による就労支援など、被害者の生活の再構築や自立支援を行います。 また、被害者が生活を立て直し、自立した生活を送れるよう、支援の手法を検討します。	児童家庭課 福祉総務課
⑦児童虐待への適切な対応	「児童虐待の防止等に関する法律」に規定されている児童相談所への通告義務について市民へ広く周知し、早期発見・早期対応を促します。 また、各種健診や保育所、幼稚園、学校等において、虐待の早期発見と関係機関への情報提供を行います。	児童家庭課 学校教育課 健康福祉センター
⑧高齢者、障がい者等への暴力(虐待等)への適切な対応	高齢者や障がい者等への暴力(虐待等)に対して、「21パールプランいしがき」や「ていだプラン」等の各種計画に基づき、権利擁護をはじめ、見守り、相談等の支援を行います。	地域包括支援センター 障がい福祉課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

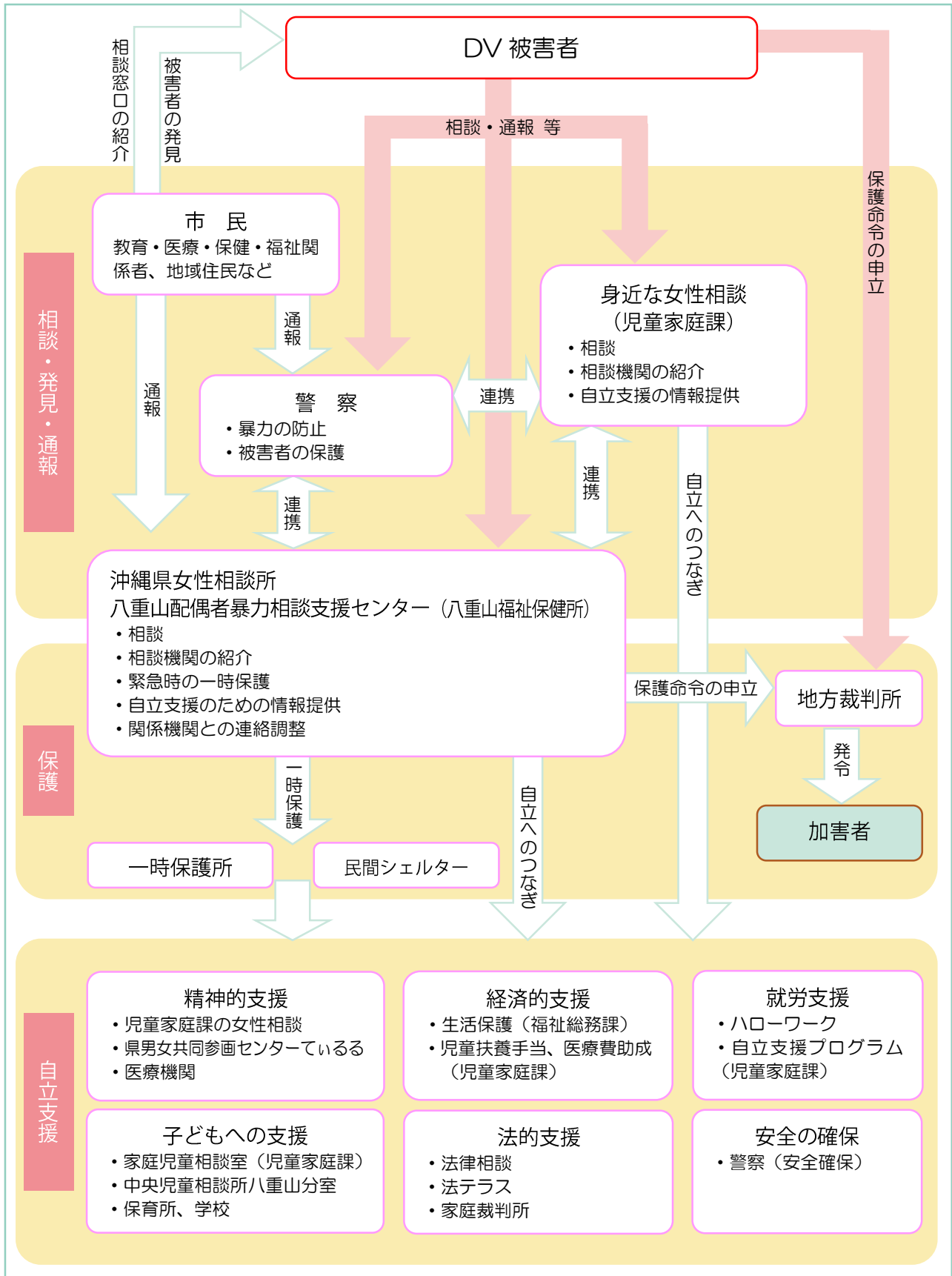
- ・DV等について相談されたときは、市の女性相談窓口や児童相談窓口、八重山配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関への相談を促し、適切な支援を受けることを促しましょう。
- ・身近にDVや児童虐待等の被害者を発見した場合、警察や八重山配偶者暴力相談支援センター、中央児童相談所八重山分室へ通報・通告し、助けを求めましょう。

【相談窓口は31ページ】

【DV(ドメスティック・バイオレンス)】



■ DV被害者支援の流れ



(2) あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透

■現状と課題

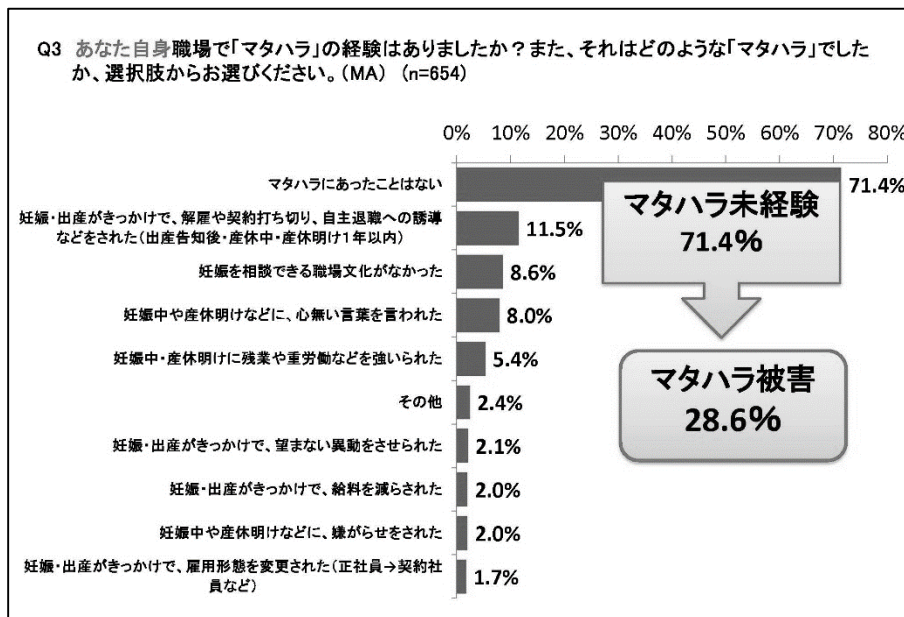
「ハラスメント」とは、人を困らせることや嫌がらせ、いじめといった意味を持っています。近年、この言葉の頭にもう一つの単語を続ける「〇〇ハラスメント」の種類が急増しており、多くの人が被害に遭っています。

特に職場等で多いとされる「セクシャル・ハラスメント（セクハラ）」や「パワーハラスメント（パワハラ）」をはじめ、近年は女性の妊娠・出産を理由とした降格や解雇、または心無い言動・行動等を受ける「マタニティハラスメント（マタハラ）」が重大な社会問題となっています。日本労働組合総連合会が平成27年に実施した調査によると、職場でマタハラを経験したことがある女性は28.6%に上るという結果が出ています。また、職場にとどまらず家庭等において、言葉や態度、身振り等によって精神的苦痛を与える「モラルハラスメント（モラハラ）」等、私たちの生活の中には様々なハラスメント問題が顕在化してきています。

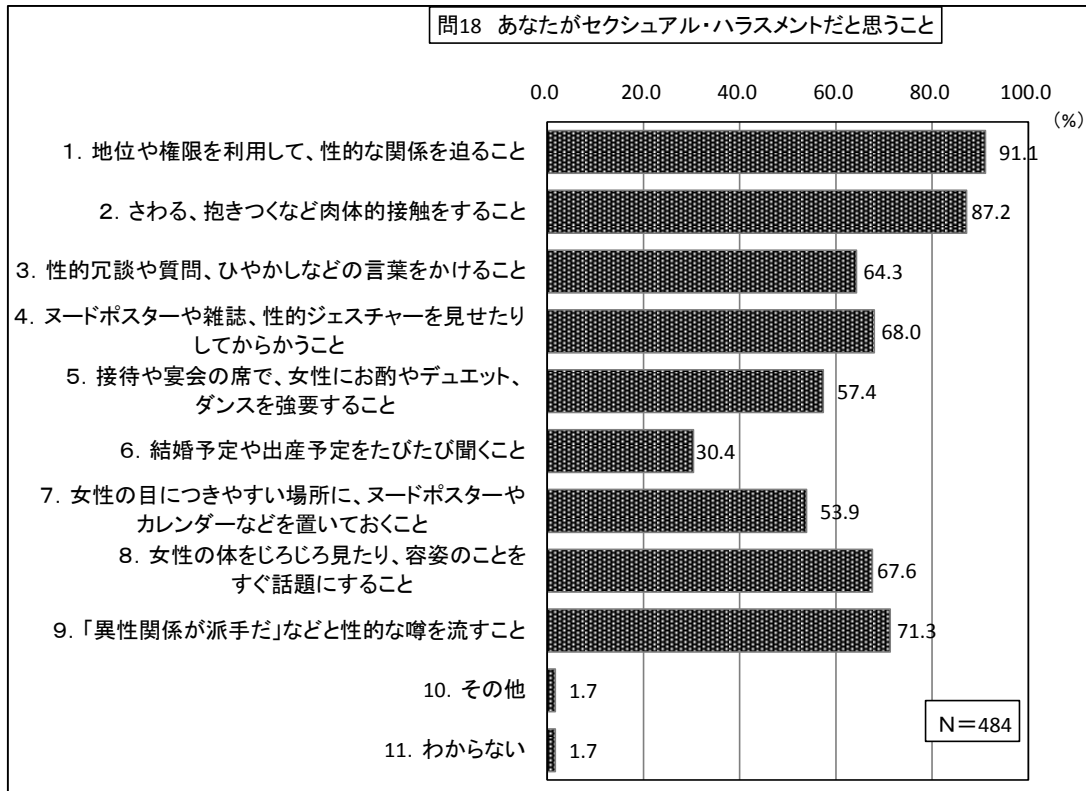
こうした様々なハラスメント行為は紛れもない人権侵害であり、時には犯罪行為にもつながるなど、男女共同参画社会の形成の妨げとなっています。

また、アンケート調査（平成27年度実施）からセクハラに対する市民の意識をみると、『結婚・出産予定をたびたび聞く』や『女性の目のつく場所にヌードポスター等を置く』、『接待や宴会で女性にお酌等を強要する』など、セクハラであるという認識が薄い項目が散見されます。

今後、女性に限らずすべての人が暮らしやすい・働きやすい環境づくりを進めていくためにも、ハラスメントが人権侵害であるという意識の啓発や周知をはじめ、被害者への支援に努めていくことが求められています。



資料：第3回マタニティハラスメント(マタハラ)に関する意識調査
(平成27年、日本労働組合総連合会)



資料：H27 年度アンケート調査より

■具体施策の展開

施策	施策の内容	所管課
①あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発	職場や家庭等におけるハラスメント行為が深刻な人権侵害であることを広報いしがきや市ホームページ等の多様な媒体を通して周知・啓発し、市民の意識の高揚を図ります。 また、男女共同参画週間やまるざーフェスティバル等、様々な機会の活用や商工会等の関係団体と連携した周知活動に取り組みます。	市民生活課 商工振興課 児童家庭課
②相談窓口の周知	困っている方の心の負担軽減や解決に向けた相談等に対応するため、本市の女性相談窓口をはじめ、沖縄労働局など関係機関も含めた相談窓口の周知を図ります。	市民生活課 児童家庭課

■家庭・地域・職場等に期待する役割

- ・地域や職場等でハラスメントに悩む人がいたら、市の女性相談窓口や県の相談窓口等を紹介しましょう。
- ・職員のハラスメントに対する意識を高めるため、職場での啓発活動を行うなど、ハラスメントをしない、ゆるさない職場づくりをすすめてみましょう。

【相談窓口一覧は 31 ページ】

■ 困ったときの相談窓口一覧

①身近な相談窓口

相談機関	電話番号	相談内容
法律相談	82-1253	日常生活上の法律問題に関する相談
行政相談	82-1350	市役所の仕事に対する意見、要望
人権相談	82-1253	学校・職場・家庭など身近な人権問題
消費生活相談	82-1253	暮らしの中の消費生活問題、借金や多重債務に関する相談
沖縄県消費生活センター 八重山分室	82-1289	消費生活全般に関する苦情や問い合わせ

②DV、虐待、子育て等に関する相談

相談機関	電話番号	相談内容
石垣市女性相談室	82-1704	DVや女性の悩みに関する相談
石垣市家庭児童相談室		しつけ、虐待、不登校、非行、子育てに関する悩み相談
八重山配偶者暴力(DV) 相談支援センター	82-2330	DVに関する相談、(ストーカー行為の相談) ※緊急の場合は警察へ
中央児童相談所 八重山分室	88-7801	子育てに関するあらゆる相談、児童虐待に関する相談・通報
児童相談所全国共通 ダイヤル	189 (いちはやく)	虐待かと思ったとき

③高齢者、障がい者（児）等に関する相談

相談機関	電話番号	相談内容
高齢者相談窓口	84-3333	高齢者に関する全般的な相談
石垣市障がい者虐待防止 センター	82-9947	障がい者（児）の虐待に関する相談
石垣市障がい者基幹相談 支援センター	82-9947	障がい者（児）の生活上の困りごと全般の相談支援

第3章 計画の推進に向けて

1. 全庁体制で取り組む男女共同参画の推進

本計画に位置付けられた施策を計画的かつ効率的に推進するためには、担当課・係のみならず、市役所の全職員が男女共同参画の意義・目的等を理解し、本計画の基本理念に掲げた「互いを尊重し だれもが個性と能力を發揮できる 安心のまち いしがき」の実現に向けて取り組む必要があります。行政組織の各種業務においては、市民の人権をはじめ、性別、年齢、その他個人情報等、様々な配慮を必要とする場面が多く存在します。こうした配慮を日ごろから意識し、実践することが、行政サービスの向上や市民の満足度の向上につながり、安心して住みよい石垣市をつくっていくことにつながります。

一方で、本計画策定にあたって実施された職員アンケート調査においては、「いしがきプラン（第2次）」や石垣市男女共同参画推進条例等の認知度が低いという課題が浮き彫りになりました。

前述のとおり、行政業務においては市民に対する様々な配慮が必要になることから、まずは庁内において、男女共同参画の意義・目的等を再確認していく必要があります。

したがって、庁内への条例や本計画の周知徹底を図るとともに、定期的な進行管理等による意識付けを行い、全庁体制で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

2. 市民や企業、関係機関・団体等との連携・協力による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現は、行政のみでは決して達成されることはありません。市民や企業、関係機関・団体等がそれぞれの立場でその役割や責務を果たし、男女共同参画社会の実現に向けて行動していく必要があります。本計画は他の行政計画に比べ、市民等に期待する役割も大きなものとなっています。

本市には女性団体ネットワーク会議をはじめ、多様な女性団体が市内や各地域、時には市外において活躍しています。

こうした各種団体との連携・協力のもと、本計画に位置付けられた施策をはじめ、その目的や目的を達成するために市民等に期待する役割等について、周知及び理解の促進を図ります。

3. 計画の進行管理の徹底

「いしがきプラン（第2次）」の点検・評価及びその検証から見えてきた大きな課題は、計画の進行管理であると言えます。計画に位置付けられた施策の進行状況を確認し、その中から見えてきた課題の解決に取り組むことは、様々な業務に共通して必要な事項です。

そこで、本計画の進行管理については、「第2章. 具体施策の展開（各論）」に位置付けられた施策を毎年度点検し、新たな課題や、課題解決に向けた改善策等について、点検作業を実施します。また、進行状況や点検結果について、「石垣市男女共同参画推進本部」及び「石垣市男女共同参画会議」への報告を行い、必要な指導・助言を受け、施策の更なる充実に取り組むものとします。

4. 目標値の設定

本計画に位置付けられた施策・事業の実効性を確保するためには、取り組みの成果や課題を客観的に評価する必要があります。そのため、以下の項目を目標値として設定し、客観的な評価・検証につなげていきます。

	項目	現状値 (H27年度)	目標値 (H37年度)	把握方法
基本方針1. 男女共同参画社会の実現に向けた周知と意識啓発				
1	社会のあらゆる場面において、男女が「平等」と回答する市民の割合			
	①家庭生活	35.1%	全項目 50%以上	アンケート 調査
	②職場	38.0%		
	③学校教育の場	57.4%		
	④地域活動・社会活動の場	34.1%		
	⑤政治の場	14.0%		
	⑥法律や制度の上	35.3%		
	⑦社会通念・慣習・しきたりなど	13.8%		
	⑧社会全体	15.9%		
2	第3次「いしがきプラン」の認知度	市民：8.7% 庁内：34.8%	市民：50% 庁内：100%	アンケート 調査
基本方針2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり				
3	審議会等、方針決定の場に占める女性委員の割合（地方自治法第202条の3及び規則に基づく審議会等）	26.6%	35%～65%	市民生活課
4	市管理職（課長級以上）に占める女性の割合	9.5%	20%	総務課
基本方針3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり				
5	「人権の花運動」取り組み校数	1～2校/年	2～3校/年	市民生活課
基本方針4. 配偶者等からの暴力（DV）等やハラスメントの根絶に向けた取り組み				
6	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	38.1%	0%	アンケート 調査
7	セクシャル・ハラスメントに当たると認識している市民の割合			
	①性的冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけること	64.3%	全項目 80%以上	アンケート 調査
	②ヌードポスターや雑誌、性的ジェスチャーを見せたりしてからかうこと	68.0%		
	③接待や宴会の席で女性にお酌やデュエット、ダンスを強要すること	57.4%		
	④結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと	30.4%		
	⑤女性の目につきやすい場所にヌードポスターやカレンダーなどを置いておくこと	53.9%		
	⑥女性の身体をじろじろ見たり、容姿のことをすぐ話題にすること	67.6%		
	⑦「異性関係が派手だ」などと性的な噂を流すこと	71.3%		

※指標の把握方法が「アンケート調査」となっている目標値については、計画の中間見直しや第4次計画策定時に実施するものとする。

参考資料

1. 石垣市の概況

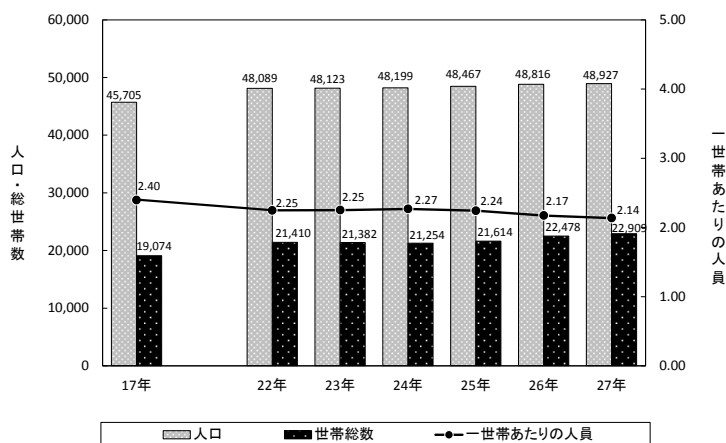
(1) 人口・世帯数

- ・石垣市の人口を住民基本台帳でみると、平成27年1月1日現在48,927人で、世帯数は22,909世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.14人となっている。
- ・人口・世帯数ともにほぼ横ばいであるが、世帯人員は減少傾向（平成17年：2.40人⇒平成27年：2.14人）にある。石垣市においても核家族化、単身世帯の増加がうかがえる。
- ・人口増減の内訳をみると、自然増減は、各年増減があるものの、おおむね200～300人増で推移しているが、転入から転出を差し引いた社会増減は、平成21以降、転出数が転入数を上回りマイナスとなっており、自然動態で人口の伸びを支えている状況にある。

■人口・世帯数の推移

（各年3月31日※H26, H27年は1月1日）

	人口		世帯数		一世帯あたりの人員
	総数	増加率 (%)	総数	増加率 (%)	
平成17年	45,705	-	19,074	-	2.40
22年	48,089	5.2	21,410	12.2	2.25
23年	48,123	0.1	21,382	-0.1	2.25
24年	48,199	0.2	21,254	-0.6	2.27
25年	48,467	0.6	21,614	1.7	2.24
26年	48,816	0.7	22,478	4.0	2.17
27年	48,927	0.2	22,909	1.9	2.14

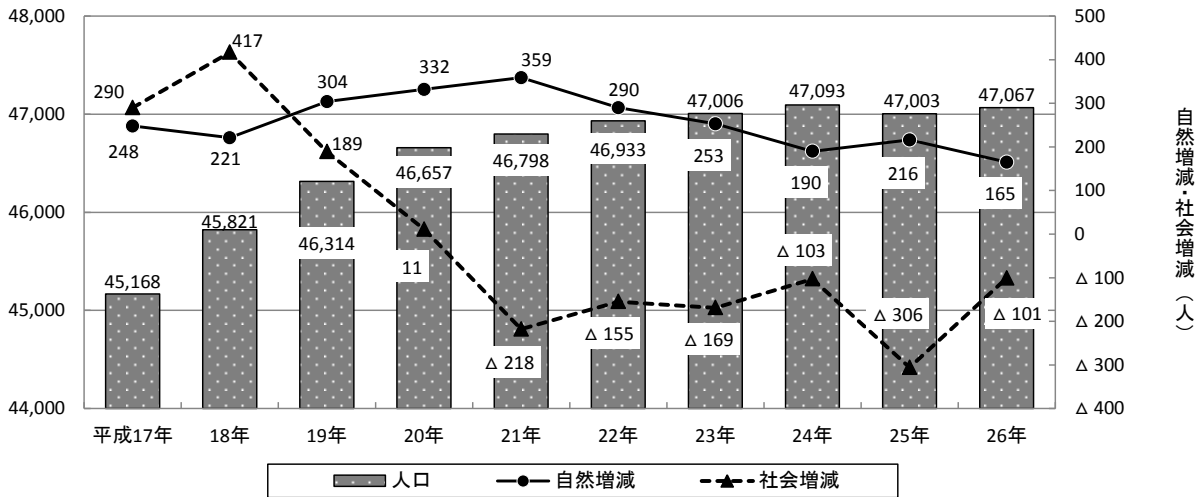


資料：住民基本台帳

■人口動態

	自然動態			社会動態								社会増減 B=③-④	人口増減 A+B	10月1日 推計人口
	出生 ①	死亡 ②	自然増減 A=①-②	転入				転出						
				県外	県内	その他	計③	県外	県内	その他	計④			
平成17年	565	317	248	1774	1462	27	3,263	1385	1579	9	2,973	290	538	45,168
18年	570	349	221	1899	1596	58	3,553	1,530	1,570	36	3,136	417	638	45,821
19年	677	373	304	1,801	1,499	67	3,367	1,572	1,571	35	3,178	189	493	46,314
20年	670	338	332	1,652	1,565	101	3,318	1,630	1,619	58	3,307	11	343	46,657
21年	686	327	359	1,478	1,439	112	3,029	1,569	1,616	62	3,247	△ 218	141	46,798
22年	640	350	290	1,371	1,395	98	2,864	1,412	1,546	61	3,019	△ 155	135	46,933
23年	654	401	253	1,437	1,382	67	2,886	1,447	1,551	57	3,055	△ 169	84	47,006
24年	600	410	190	1,426	1,346	90	2,862	1,438	1,451	76	2,965	△ 103	87	47,093
25年	608	392	216	1,339	1,337	142	2,818	1,417	1,604	103	3,124	△ 306	△ 90	47,003
26年	610	445	165	1,439	1,276	183	2,898	1,353	1,536	110	2,999	△ 101	64	47,067

※各年前年の10月より9月までの移動数



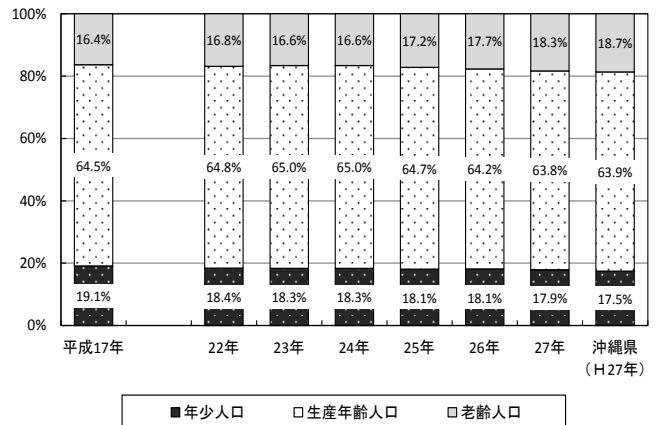
資料：沖縄県人口移動報告年報

- ・年齢階層別人口を住民基本台帳で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに緩やかに減少傾向を示している。高齢人口（65歳以上）は増加傾向を示しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。今後、団塊の世代の加齢に伴い、急激な高齢化が起こることも予想される。
- ・また、男女比を比較すると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）では男性が若干多いが、老年人口（65歳以上）では女性が多くなっており、総数で男女ほぼ同数となっている。

■年齢3階層別人口の推移

(各年3月31日※H27年のみ1月1日)

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢人口 (65歳以上)		総数
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	
平成17年	8,736	19.1%	29,483	64.5%	7,486	16.4%	45,705
平成22年	8,846	18.4%	31,144	64.8%	8,099	16.8%	48,089
平成23年	8,822	18.3%	31,300	65.0%	8,001	16.6%	48,123
平成24年	8,840	18.3%	31,345	65.0%	8,014	16.6%	48,199
平成25年	8,751	18.1%	31,371	64.7%	8,345	17.2%	48,467
平成26年	8,846	18.1%	31,336	64.2%	8,634	17.7%	48,816
平成27年	8,762	17.9%	31,204	63.8%	8,961	18.3%	48,927
沖縄県(H27年)	253,762	17.5%	928,455	63.9%	271,548	18.7%	1,454,023

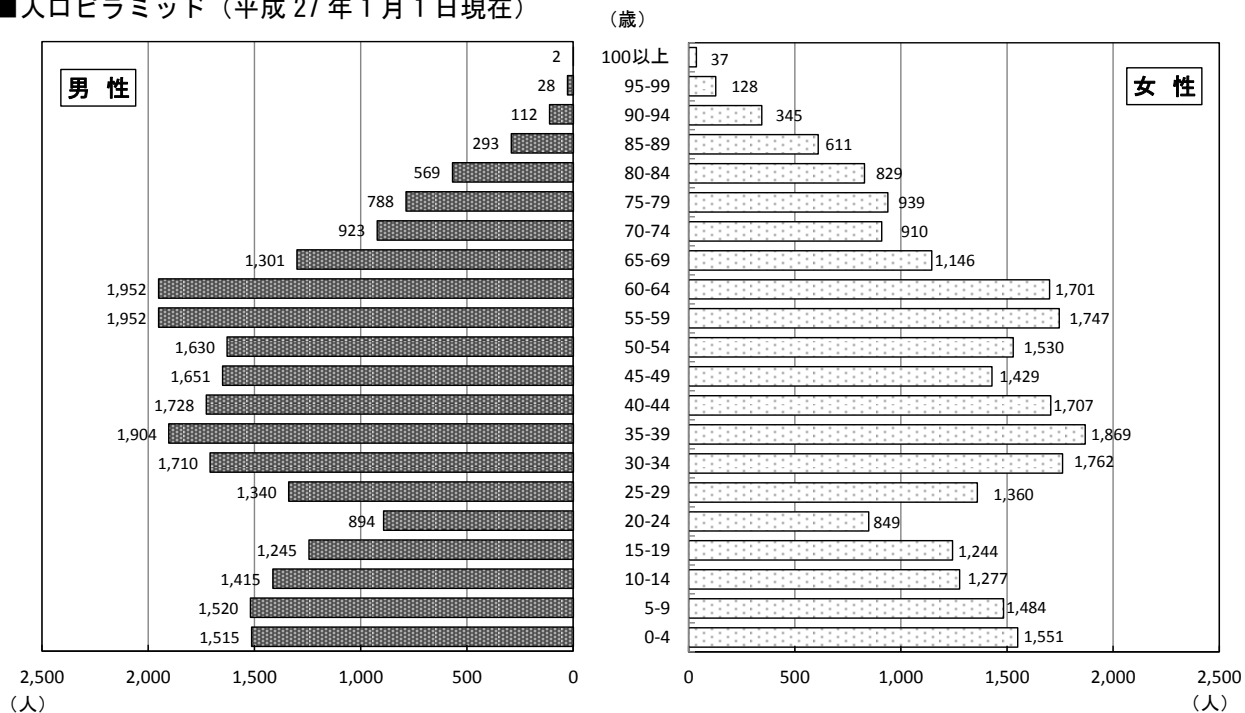


資料：住民基本台帳

■性別年齢3階層別人口 (平成27年1月1日現在)

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢人口 (65歳以上)		総数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人口(人)	4,450	4,312	16,006	15,198	4,016	4,945	24,472	24,455
構成比(%)	50.8%	49.2%	51.3%	48.7%	44.8%	55.2%	50.0%	50.0%

■人口ピラミッド（平成 27 年 1 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳

(2) 男女別就業者数等

- ・石垣市の平成 22 年の総就業者数は 22,275 人となっており、うち男性 12,567 人、女性 9,708 人と、男性の就業者数が多い。
- ・産業別就業者数をみると、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は女性に比べ男性の割合が高くなっている。また、女性の 8 割弱（77.8%）は第 3 次産業に従事している。
- ・対労働力人口※比は男性が 91.2%、女性が 94.4%となっている。

■産業別就業者数（平成 22 年）

	上段：人数、下段：%		
	男性	女性	総数
第 1 次産業	1,513 12.0%	444 4.6%	1,957 8.8%
第 2 次産業	2,431 19.3%	759 7.8%	3,190 14.3%
第 3 次産業	7,339 58.4%	7,551 77.8%	14,890 66.8%
分類不能	1,284 10.2%	954 9.8%	2,238 10.0%
総数	12,567 100.0%	9,708 100.0%	22,275 100.0%
対労働力人口比	13,787 91.2%	10,289 94.4%	24,076 92.5%

資料：国勢調査

※労働力人口：満 15 歳以上の人口のうち、就業者・休業者・完全失業者の合計を指す。

- ・雇用形態別就業者数をみると、男性の5割強（51.1%）が「正規の職員・従業員」であるのに対し、女性は3割強（34.2%）となっており、女性の正規雇用の割合が低い状況にある。
- ・一方で、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が4割強（42.1%）と高くなっている。

■雇用形態別就業者数（平成22年）

上段：人数、下段：%

	男性	女性	総数
正規の職員・従業員	5,962 51.1%	3,098 34.2%	9,060 43.7%
労働者派遣事業所の派遣社員	133 1.1%	121 1.3%	254 1.2%
パート・アルバイト・その他	1,943 16.6%	3,811 42.1%	5,754 27.8%
役員	620 5.3%	198 2.2%	818 3.9%
雇人のある業主	744 6.4%	213 2.4%	957 4.6%
雇人のない業主	1,943 16.6%	614 6.8%	2,557 12.3%
家族従業者	332 2.8%	939 10.4%	1,271 6.1%
家庭内職者	1 0.0%	61 0.7%	62 0.3%
総数	11,678 100.0%	9,055 100.0%	20,733 100.0%

資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚

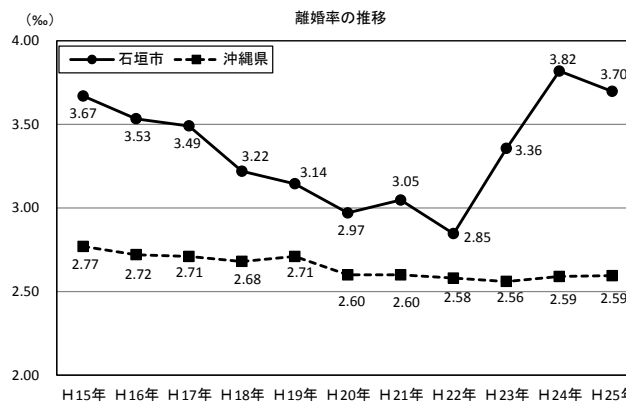
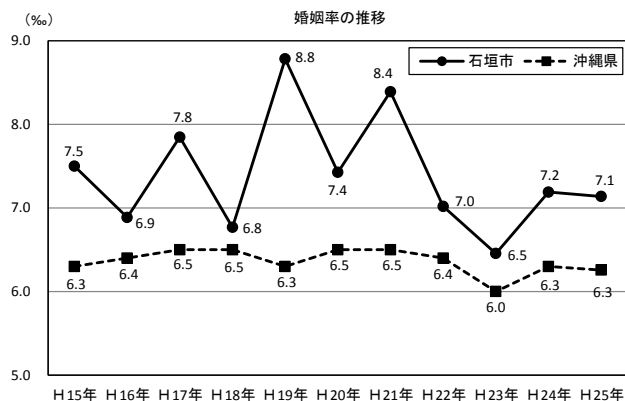
- ・石垣市の婚姻率は、平成19年（8.8%）以降増減傾向で推移している。沖縄県と比較すると、各年、沖縄県の値を上回っている。
- ・離婚率については、平成22年まで減少傾向にあったが、平成23年からは増加している。沖縄県と比較すると、各年、沖縄県の値を上回っている。

■婚姻及び離婚の状況

			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
婚姻	石垣市	婚姻件数	329	306	353	309	405	345	391	328	302	337	334
		婚姻率	7.5	6.9	7.8	6.8	8.8	7.4	8.4	7.0	6.5	7.2	7.1
	沖縄県	婚姻率	6.3	6.4	6.5	6.5	6.3	6.5	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3
離婚	石垣市	離婚件数	161	157	157	147	145	138	142	133	157	179	173
		離婚率	3.67	3.53	3.49	3.22	3.14	2.97	3.05	2.85	3.36	3.82	3.70
	沖縄県	離婚率	2.77	2.72	2.71	2.68	2.71	2.60	2.60	2.58	2.56	2.59	2.59

※婚姻率(単位:%) = 年間婚姻届出件数 / 10月1日現在全体人口 × 1000

※離婚率(単位:%) = 年間離婚届出件数 / 10月1日現在全体人口 × 1000



資料：沖縄県人口動態統計

(4) 各分野における女性の進出状況

- ・石垣市役所の女性管理職の在職状況についてみると、課長級以上の女性管理職は平成 27 年 4 月 1 日現在 6 名となっており、管理職数に対する割合は 9.4%となっている。
- ・平成 25 年度からの女性職員数及び割合の推移をみると、全職員に対する割合は 3 割程度、係長級では 3 割前後程度で、ほぼ横ばいで推移している。
- ・なお、沖縄県の資料による本市の女性管理職の割合は平成 26 年 4 月 1 日現在 9.5%となっており、沖縄県市部計 (11.3%)、市町村合計 (10.0%) と比べて、本市の女性登用率は低い状況にある。
- ・石垣市議会における女性議員の割合は平成 26 年 4 月現在 13.6%となっており、沖縄県市部計 (9.4%) や沖縄県市町村合計 (6.9%) を上回っている。
- ・本市の審議会等政策決定の場における女性の登用状況は平成 26 年 4 月現在 26.5%となっており、沖縄県市部計 (30.6%) や沖縄県市町村合計 (27.6%) を下回っている。

■石垣市の女性職員数及び割合の推移 (各年 4 月 1 日現在)

区分	全職員				係長級				管理職 (課長級以上)			
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	割合 (%)
平成25年度	537	181	356	33.7%	123	40	83	32.5%	63	5	58	7.9%
平成26年度	534	181	353	33.9%	118	34	84	28.8%	63	6	57	9.5%
平成27年度	564	190	374	33.7%	120	42	78	35.0%	64	6	58	9.4%

資料：統計いしがき、総務課

■女性管理職の在職状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

	管理職の在職状況							
					うち一般行政職			
	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の割合 (%)	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の割合 (%)
石垣市	63	6	57	9.5%	42	5	37	11.9%
市部 計	974	110	864	11.3%	816	95	721	11.6%
市町村 合計	1,397	140	1,257	10.0%	1,211	124	1,087	10.2%

資料：平成 26 年度市町村における男女共同参画の状況 (沖縄県平和・男女共同参画課)

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上とする。

■議会における女性議員の状況・審議会における女性の登用状況等（平成26年4月1日現在）

	市町村議会				市町村審議会等			
	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の割合 (%)	計 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性の割合 (%)
石垣市	22	3	19	13.6%	362	96	266	26.5%
市部 計	297	28	269	9.4%	4,515	1,380	3,135	30.6%
市町村 合計	649	45	604	6.9%	7,999	2,211	5,788	27.6%

資料：平成26年度市町村における男女共同参画の状況（沖縄県平和・男女共同参画課）

(5) 福祉等の状況

- ・平成26年度における家庭児童相談室における相談種類別件数をみると、児童虐待相談が52件と最多で、全体の5割を占めている。
- ・総相談件数は減少傾向で推移しているが、児童虐待相談の割合はどの年度も高くなっている。

■家庭児童相談室における相談種類別件数

相談内容 年度	養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
平成21年度	26	71	0	0	2	10	18	0	2	45	174
平成22年度	27	73	0	17	0	11	14	0	1	14	157
平成23年度	95	17	2	4	9	2	8	1	0	16	154
平成24年度	75	13	2	4	9	2	8	1	1	19	134
平成25年度	68	8	2	4	8	1	10	0	0	18	119
平成26年度	52	6	1	4	7	2	8	-	1	23	104

資料：福祉事務所の概要（平成26年度版）

■DV相談及び女性相談状況

	来所相談		電話相談	一時保護
	新規	再来 (延)	受信 (延)	
平成25年	78人	254件	388回	7
平成26年	82人	264件	402回	3

資料：福祉事務所の概要（平成26年度版）

2. 法及び上位・関連計画等の整理

国・県及び石垣市の法及び上位・関連計画における位置づけを整理する。

(1) 国の上位関連計画の把握

No	法及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	男女共同参画社会基本法	—
②	女性活躍推進法	—
③	第4次男女共同参画基本計画	基本的な考え方：平成37年度末 施策の基本的方向・具体的な取組：平成32年度末

(2) 県の上位関連計画の把握

No	条例及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	沖縄県男女共同参画推進条例	—
②	第4次沖縄県男女共同参画計画 -DEIGOプラン-	平成24年度～平成28年度（5年間）
③	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）	—

(3) 石垣市の上位・関連計画の把握

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	石垣市第四次総合計画 基本構想・前期基本計画	平成24年度～平成28年度
②	第二次石垣市地域福祉計画	平成25年度～平成29年度（5年間）
③	石垣市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度（5年間）

(1) 国の動き（関連法・計画の概要）

①男女共同参画社会基本法（平成11年6月）

平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を形成するための5本の柱（基本理念）を掲げている。また、その柱にもとづき行政（国や地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）が定められている。

○基本理念－男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

※わかりやすくするため、平易な表現で趣旨を示しています。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員です。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組んでいきましょう。

○国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

②女性活躍推進法（平成 27 年 8 月）

平成 27 年 8 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（常時雇用する労働者が 300 人以上の国、地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。

○法の目的と基本原則の概要

【目的】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

【基本原則】

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

○基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

○事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）

- ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等

- ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
 - ・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

○女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

③第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、政府が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年に策定したものであり、その推進を図ってきた。

その後、平成17年に策定した第2次基本計画、平成22年に策定した第3次基本計画を経て、平成27年に、これまでの取り組みを評価・統括し、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「第4次男女共同参画基本計画」の策定を行った。

【第1部 基本的な方針】

■目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

■第4次計画において改めて強調している視点

①あらゆる分野における女性の活躍

- ・女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- ・あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

②安全・安心な暮らしの実現

- ・非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- ・女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ・東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- ・国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

④推進体制の整備・強化

- ・地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

■政策領域目標一覧（関連部分抜粋）

◆Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
地方公務員の女性登用		
市町村の本庁課長相当職に占める女性の割合	14.5% (平成27年)	20% (平成32年度末)
市町村の本庁係長相当職に占める女性の割合	31.6% (平成27年)	35% (平成32年度末)
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8% (平成26年)	77% (平成32年)
男性の育児休業取得率（地方公務員）	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)

◆Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現（第6～8分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 (平成25年)	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
男性の育児休業取得率（地方公務員）	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)

◆Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第9～12）分野

項目	現 状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)

【第2部 施策の基本的方向と具体的な取組】

Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅳ 推進体制の整備・強化

(2) 沖縄県の動き (関連条例・計画の概要)

① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、2003年(平成15年)に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定した。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第4次沖縄県男女共同参画計画 —DEIGO プラン—

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示している。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めている。

<計画の方向>

『すべての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

<計画の期間>

平成24（2012）年度から平成28（2018）年度までの5年間。

<計画の内容>

目標1 家庭における男女共同参画の実現

- 施策 1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発
- 施策 1-2 育児及び介護を支える環境づくり
- 施策 1-3 配偶者等からの暴力（DV）の根絶
- 施策 1-4 障害を通じた男女の健康づくりの推進

目標2 職場における男女共同参画の実現

- 施策 2-1 多様な就業を可能にする環境の整備
- 施策 2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策 2-3 農林漁業における男女共同参画の推進
- 施策 2-4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

目標3 地域における男女共同参画の実現

- 施策 3-1 地域活動を推進するための連携・協働
- 施策 3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- 施策 3-3 市町村における男女共同参画の推進

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

- 施策 4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
- 施策 4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 施策 4-3 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
- 施策 4-4 男女間における暴力の根絶

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）

本計画は、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年及び平成19年に改正）等を受け、法第2条の3第1項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成18年3月）の改訂版である。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

<計画の基本理念>

【配偶者からの暴力を許さない社会づくり】

<計画の位置付け>

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

<施策の内容>

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

(3) 石垣市の上位・関連計画

①石垣市第四次総合計画 基本構想・前期基本計画

【基本構想】

- <基本理念> みんなで未来につなげるしあわせあふれる「我が島」づくり
- <将来像> 島の魅力と人々の活力が奏でる海洋・文化交流都市 いしがき
- <目標年度> 平成 28 (2016) 年度
- <将来人口> 2020 年 : 52,000 人

<基本目標>

- 島の環境を守り活かす「いしがき」 環境と風景
- 快適で生活しやすいまち「いしがき」 快適・安心
- 市民一人ひとりが輝く「いしがき」 生きがい
- 地域の魅力あふれる「いしがき」 活力
- 豊かな風土の中で育つ「いしがき」 はぐくむ
- 人をもてなすふれあいの「いしがき」 交流

【基本計画】

第3章 風土・ふれあい

- 2. 交流～人をもてなすふれあいの「いしがき」～
- (2) 個性を活かし相互に尊重する社会を育てる

①男女共同参画

【基本方針】

男女平等の原則を基本に、女性の社会参加を促進する総合的な施策を積極的に展開し、女性の社会的地位の向上と女性の人権を尊重した政策を推進していきます。

【施策の方向】

1) 人権尊重、男女平等の推進

男女平等意識の拡大を図るため、女性と男性がともに参加する形態により、諸施策実施にあたりま
す。学校や地域での教育や広報での啓発をはじめ、各種講座の実施や地域コミュニティ組織、女性団
体との連携による男女平等意識の向上、確立を図ります。

2) 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けて、各種研修や職業能力開発の機会確保など、職場における条件整
備に加え、政策・方針決定の場への積極的な女性登用推進や農漁村の女性地位向上を促進します。ま
た、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、相談窓口を活用して悩みや問題の軽減に努め、精神
的、経済的自立への支援に取り組みます。

3) 安定した暮らしの条件整備

男女が働き続けられるための支援や育児期における子育て支援、子どもの居場所づくりなどを推進
します。

②第二次石垣市地域福祉計画

＜計画期間＞ 平成 25 年度～平成 29 年度

＜計画の基本理念＞

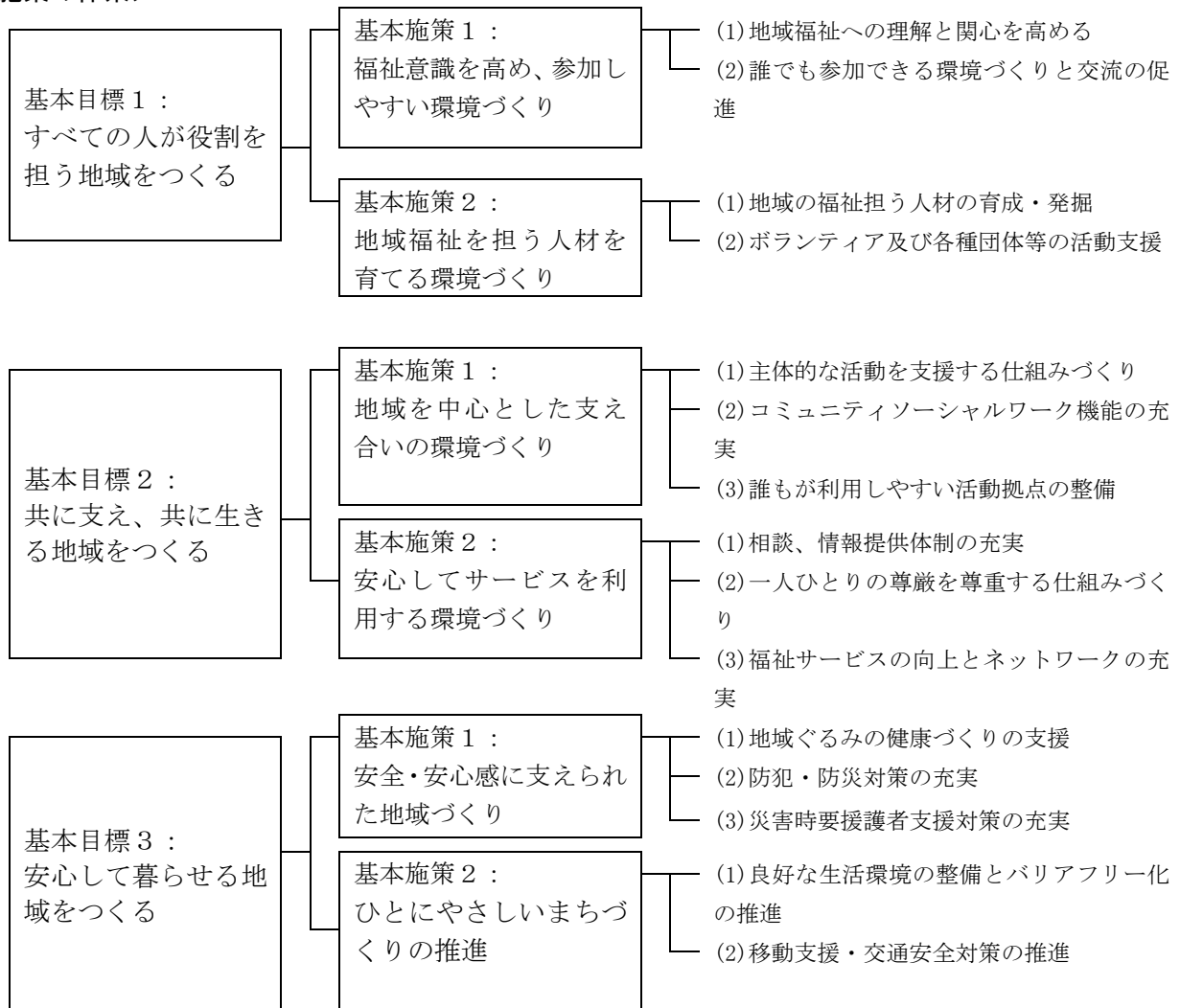
「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」

- 一人はみんなのために、みんなは一人のために
- すべての市民が参加し、支え合い
- 安心と安らぎのある共生社会をつくる

＜基本目標＞

- 基本目標 1：すべての人が柔くありを担う地域をつくる
- 基本目標 2：共に支え、共に生きる地域をつくる
- 基本目標 3：安心して暮らせる地域をつくる

＜施策の体系＞



③石垣市子ども・子育て支援事業計画

<計画期間> 平成 27 年度～平成 31 年度

<基本理念> 「生まれどう宝（子宝こそ第一）

ふぁーまー（子・孫）元気 結い（地域）で子育て」

<基本目標>

■基本目標 1 質の高い学校教育・保育の提供

幼児時における教育・保育は、人としての生き方を大きく左右する重要なものであるとされています。

地域に生まれた子ども一人ひとりが、豊かな人間性を身に付け健やかに成長していくことを支援するため、教育・保育を担う人材の確保と資質の向上を図るとともに、学校教育・保育内容の改善を図るなど幼児期における質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりに取り組みます。

■基本目標 2 保育の量的拡大・確保

地域の実情等を考慮し、多様な子育て支援に取り組んできましたが、潜在的な保育ニーズによる待機児童の解消が大きな課題となっています。

地域に存在する社会資源を最大限に活用した教育・保育基盤の整備を進め、待機児童の多い低年齢児の保育枠の拡充を含めた保育の量的確保を図ります。また、幼児期の教育と保育を総合的に提供していくための認定こども園等の計画的な整備を進めます。

■基本目標 3 地域の子ども子育て支援の充実

子どもの健やかな育ちと子育てを支援する観点から、子育て家庭の状況に応じた適切な支援を受けることが出来る体制づくりが求められています。

妊娠、出産を含め親と子どもの健康を支える事業の充実に努めるとともに、保護者の就労状況等に応じて、多様な施設や事業から選択し利用できるように、幼児期から就学期に至る切れ目のない支援を行うための環境づくりに取り組みます。

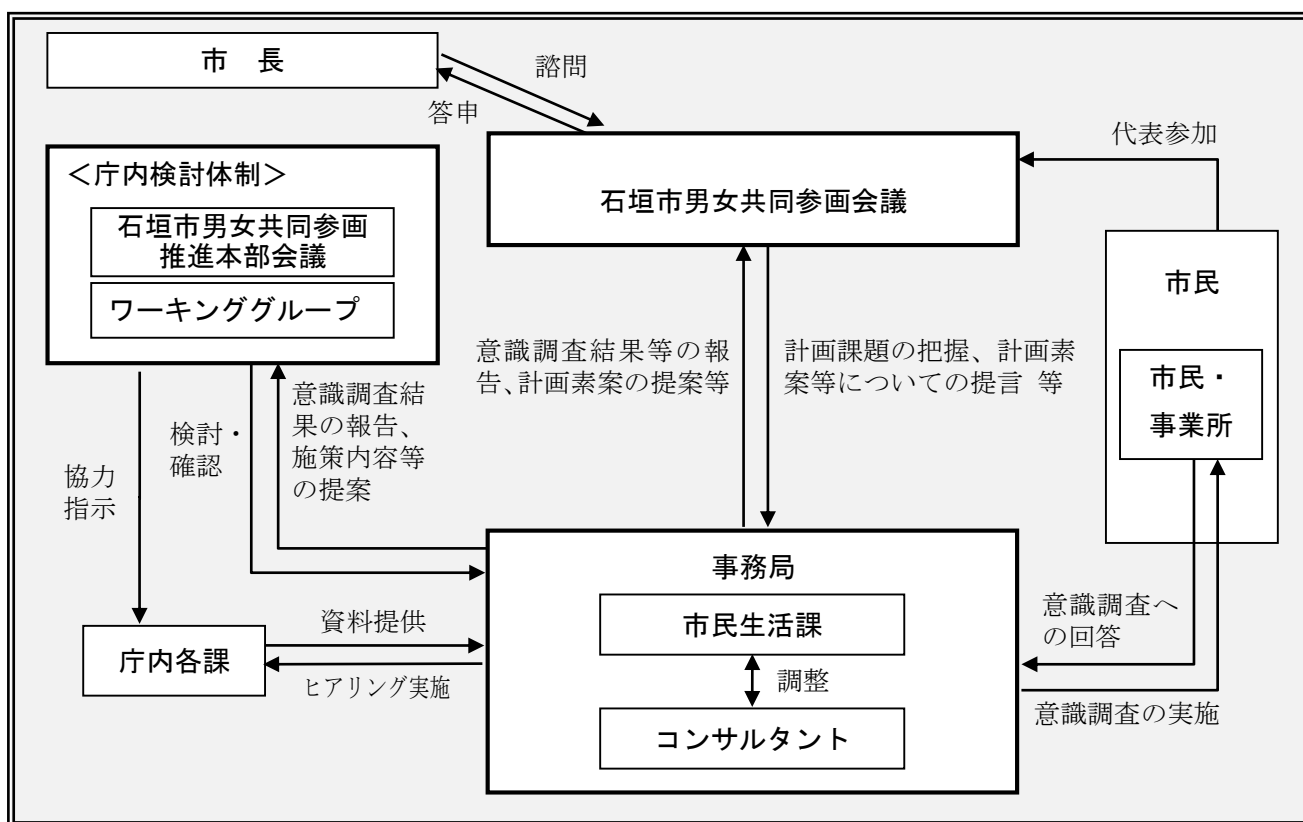
3. 第3次石垣市男女共同参画計画の策定経緯

★：男女共同参画会議、■：男女共同参画推進本部、○：ワーキンググループ会議

日 時	内 容
平成 27 年 9 月 18 日 (金) ～ 平成 27 年 10 月 5 日 (月)	・担当課へ第 2 次計画施策点検・評価シートの配布・回収
平成 27 年 10 月 6 日 (火) ～ 平成 27 年 10 月 7 日 (水)	・施策点検ヒアリング実施
平成 27 年 9 月 25 日(金)～ 平成 27 年 10 月 14 日(水)	・市民アンケート調査実施
平成 27 年 10 月 28 日(水)	★第 1 回男女共同参画推進会議 ・諮問 ・計画の策定にあたって ・計画策定の進め方 ・石垣市の概況 等
平成 27 年 11 月 27 日(金)	■第 1 回男女共同参画推進本部、○第 1 回ワーキンググループ会議 ・計画の策定にあたって ・計画策定の進め方 ・石垣市の概況 ・市民アンケート結果について 等
平成 27 年 12 月 11 日(金)～ 平成 27 年 12 月 25 日(金)	・事業所アンケート調査実施
平成 27 年 12 月 14 日(金)～ 平成 27 年 12 月 22 日(火)	・石垣市役所職員アンケート調査実施
平成 27 年 12 月 16 日(水)	★第 2 回男女共同参画推進会議 ・前回会議について ・第 2 次計画の検証について ・市民アンケート結果について 等
平成 28 年 1 月 15 日(金)	○第 2 回ワーキンググループ会議 ・前回会議について ・職員アンケート調査結果について ・計画課題の整理 ・計画案 (一部) の検討 等
平成 28 年 1 月 21 日(木)	★第 3 回男女共同参画推進会議 ・前回会議について ・職員アンケート調査結果について ・計画課題の整理 ・計画案 (一部) の検討 等
平成 28 年 2 月 1 日(月)	○第 3 回ワーキンググループ会議 ・前回会議について ・事業所アンケート調査結果について ・計画課題の整理 ・計画素案の検討 等
平成 28 年 2 月 16 日(火)	★第 4 回男女共同参画推進会議 ・前回会議について ・事業所アンケート調査結果について ・計画素案の検討 等
平成 28 年 2 月 26 日(金)～ 平成 28 年 3 月 18 日(金)	・パブリックコメントの実施
平成 28 年 3 月 22 日(火)	・答申

4. 第3次石垣市男女共同参画計画の策定体制

本計画の策定体制を下図に示す。



(1) 石垣市男女共同参画会議規則

平成5年6月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市附機関設置条例（昭和51年条例第28号）第2条の規定に基づき、石垣市男女共同参画会議（以下、「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平15規則9・一部改正）

(担当事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画案の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び資料収集に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会形成の推進に関する事。

（平15規則9・一部改正）

(組織)

第3条 会議は、委員20人をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員

（平8規則5・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（平15規則9・一部改正）

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には委員でない者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会には部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は部会の会務を掌理する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。
(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

■石垣市男女共同参画会議委員名簿

No.	所属等	氏名	備考
1	石垣市女性団体ネットワーク会議 会長	辻野 ヒロ子	会長
2	石垣市小中学校校長 会長	佐事 安弘	副会長
3	市民公募	西原 多壬子	委員
4	市民公募	今井 京子	委員
5	市民公募	松島 かず代	委員
6	市民公募	上原 郁代	委員
7	石垣市婦人連合会 会長	宮良 和美	委員
8	石垣市商工会女性部 副部長	大松 信子	委員
9	沖縄県介護支援専門員協議会八重山支部 支部長	内原 弘子	委員
10	八重山「女性の翼」の会 会長	新城 由利子	委員
11	石垣人権擁護委員協議会/男女共同参画社会推進部会 委員長	東迎 琴美	委員
12	石垣市PTA連合会 会計	辻野 真紀	委員
13	連合八重山地域協議会 議長	川本 正樹	委員
14	八重山ひまわり基金法律事務所	米元 悠	委員
15	沖縄県八重山農業改良普及センター 普及企画班長	白玉 敬子	委員
16	沖縄県八重山配偶者暴力相談支援センター 福祉班長	松本 一	委員
17	石垣市女性相談員	具志堅 多恵子	委員
18	石垣市総務部長	當真 政光	委員
19	石垣市福祉部長	知念 修	委員
20	石垣市市民保健部長	長嶺 康茂	委員

(2) 石垣市男女共同参画推進本部設置規定

(設置)

第1条 男女共同参画について、関係部課の連絡調整を密にするとともに、男女共同参画に関する施策を推進するため、石垣市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 石垣市男女共同参画計画に関する事項
- (2) 男女共同参画社会の形成のための諸施策に関する事項
- (3) 男女共同参画推進について関係部課の連絡調整に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員で組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は市民保健部長をもって充てる。
- 3 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 推進本部にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 ワーキンググループは、班長、副班長及び班員で組織する。
- 4 班長は、市民生活課長を、副班長は平和・男女共同係長をもって充てる。
- 5 班員は、班長が選任する。
- 6 ワーキンググループは、班長が招集する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民保健部市民生活課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は本部長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 石垣市女性行政推進本部設置規程（平成7年石垣市訓令第9－1号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

	所 属
本部長	副市長
副本部長	市民保健部長
本部委員	総務部長
	企画部長
	福祉部長
	農林水産部長
	建設部長
	教育部長
	水道部長
	消防長
	市民生活課長
	総務課長
	企画政策課長
	商工振興課長
	福祉総務課長
	児童家庭課長
	農政経済課長
	水産課長
	都市建設課長
	教育部総務課長
	学校指導課長
	いきいき学び課長
	水道部総務課長
	消防本部総務課長

■石垣市男女共同参画推進本部委員名簿

平成27年11月18日現在

No.	役職	所 属	氏 名
1	本部長	副市長	漢那 政弘
2	副本部長	市民保健部長	長嶺 康茂
3	本部委員	総務部長	當真 政光
4	本部委員	企画部長	須藤 圭亮
5	本部委員	福祉部長	知念 修
6	本部委員	農林水産部長	半嶺 重行
7	本部委員	建設部長	向井 信夫
8	本部委員	教育部長	成底 啓昌
9	本部委員	水道部長	与那国 明弘
10	本部委員	消防長	大工 嘉広
11	本部委員	市民生活課長	名嘉 昇
12	本部委員	総務課長	高坂 正則
13	本部委員	企画政策課長	南風野 哲彦
14	本部委員	商工振興課長	天久 朝市
15	本部委員	福祉総務課長	大浜 方信
16	本部委員	児童家庭課長	運道 徹
17	本部委員	農政経済課長	石垣 克治
18	本部委員	水産課長	平良 守弘
19	本部委員	都市建設課長	安里 行雄
20	本部委員	教育部総務課長	宮良 長克
21	本部委員	学校指導課長	宮良 永秀
22	本部委員	いきいき学び課長	丸山 さい子
23	本部委員	水道部総務課長	伊良部 義一
24	本部委員	消防本部総務課長	宇根 規光

■石垣市男女共同参画推進本部 ワーキンググループ名簿

		所属部	所属課	氏名	備考
1	班長	市民保健部	市民生活課	名嘉 昇	市民生活課長
2	副班長	市民保健部	市民生活課	黒木 さよ子	平和・男女共同係長
3	班員	総務部	総務課	多宇 さより	
4	班員	企画部	企画政策課	内原 正勝	
5	班員	企画部	商工振興課	我那覇 宗敬	
6	班員	市民保健部	健康福祉センター	長嶺 孝子	
7	班員	福祉部	障がい福祉課	宮良 美幸	
8	班員	福祉部	児童家庭課	上地 永一	
9	班員	農林水産部	農政経済課	玻座真 保幸	
10	班員	農林水産部	水産課	金嶺 敦子	
11	班員	建設部	都市建設課	喜舎場 尚哉	
12	班員	教育部	総務課	友寄 英之	
13	班員	教育部	いきいき学び課	大底 礼子	
14	班員	水道部	総務課	石垣 やよい	
15	班員	消防本部	総務課	米盛 博文	
16	班員	行政委員会	農業委員会	眞喜志 一美	

5. 用語集

あ行

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 イクメンプロジェクトHPより)

エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

LGBT

L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のこと）の頭文字をとったもの。

沖縄県男女共同参画センターているる

沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として設置された施設。

啓発・学習、相談、情報提供、想像・発表、交流、自立促進等の拠点として施設を提供し、各種事業を推進することにより、女性問題の解決を図るとともに、男女がその個性と能力を十分に発揮し、平和で豊かな社会を共につくる男女共同参画社会の実現を目指している。

か行

家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。

固定的（な）性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のこと。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、男女共同参画問題を考えるうえでのキーワードであり、また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されていると言われている。

さ行**参画**

社会の様々の場に、単に「参加」するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わること。

シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護や相談への対応、自立に向けたサポートなど、DV被害者に対する様々な援助を行っている。

ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス (sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)

ジェンダー関連4機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)」、「女性の地位向上部 (DAW)」、「国連婦人開発基金 (UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」が2011年1月に発足。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために4機関の財源及び権限が統合された。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置を取ることを求めている。

女性に対する（あらゆる）暴力

1993年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシャル・ハラスメント」「ストーカー行為」等が挙げられる。

ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等*を反復して行うこと。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成 12 年 11 月に施行され、直近では平成 25 年に法改正が行われた。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等*」と「ストーカー行為」（上記参照）。

【※つきまとい等】

ストーカー規制法（下記参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の 1 から 8 の行為を行うことをいいます。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール | |
| 6. 汚物などの送付 | 7. 名誉を傷つける |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害 | |

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。

第 1 回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の 1975 年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第 2 回はコペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいえるべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第 3 回はナイロビ、第 4 回は中国で開催された。

セクシャル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられている。（厚生労働省HPより）

セクシャル・マイノリティ（性的少数者）

性的少数派という意味で、一般的に同性愛者（レズビアン・ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、半陰陽者（インターセクシャル）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む）などが含まれる。

セーフティネット

安全網と訳されます。事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のようにあらかじめ予想される事柄に備え、用意された制度などを指す。セーフティネット整備の目的は、被害を回避したり、最小限に抑えること。

た行

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

男女混合名簿

男女を性別で区別せず、あいうえお順や生年月日順等によって並べられた名簿のこと。男女を性別ごとに分ける「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、「男女混合名簿」を導入する学校が増加している。

デートDV

交際中のカップル間におこるドメスティック・バイオレンス（DV）のこと。単なるケンカとは違い、暴力をふるう側とふるわれる側の上下関係が固定化する。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれる。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、人権を著しく侵害する重大な問題。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。平成13年10月に施行され、直近では平成25年に法改正が行われた。配偶者からの暴力とは、「配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など、親しい関係にある（または、親しい関係にあった）人から受ける身体的、精神的な暴力」と指し、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力も含むとされている。

第10条で、保護命令（接近禁止命令、退去命令など）について規定しており、命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金も定められている。

は行

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努力義務が定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介・カウンセリング・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建築内の段差をなくすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受けとめられ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられる。

パートタイム労働法

正式名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように定めた法律。

パワーハラスメント

職権などのパワー（力）を背景にして、本来の業務の範疇^{はんちゆう}を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。身体的な攻撃や精神的な攻撃等があり、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

フェミニズム

男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

ポジティブ・アクション（積極的改善処置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」としている。

ま行

マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いには法律で禁止されている（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後の休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益取扱いをしてはならない。」としている。

メディア・リテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報媒体）から情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

モラルハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くすること。

ライフサイクル

人生の経過を円環に描いて説明したもの。発達心理学者のエリック・H・エリクソンが人生を幼児期・青年期・老年期と全部で8つの段階に分け、それぞれで解決すべき課題（発達課題）があるとした。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。

6. 男女共同参画のあゆみ（年表）

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
昭和 20 年 (1945)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・国連憲章採択(国連憲章前文で「男女平等」をうたう) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正選挙法公布」(婦人参政権) 		
昭和 21 年 (1946)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「婦人の地位委員会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化) 		
昭和 22 年 (1947)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国憲法」施行(男女平等が基本的人権) 		
昭和 23 年 (1948)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法施行・労働省発足、婦人少年局設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・初の女性市議会議員が2人誕生(牧志つるえ、宮城文) ・「週刊婦人新聞」発刊(八重山タイムス社 編集兼発行宮良長芳)
昭和 24 年 (1949)		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回婦人週間(4月10日～16日)主唱:労働省 		
昭和 42 年 (1967)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 			
昭和 47 年 (1972)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会で 1975 年を国際婦人年とすることを宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省が国際婦人年のための関係各省庁連絡会議を設置 		
昭和 49 年 (1974)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択 			
昭和 50 年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連国際婦人年(目標:平等・発展・平和) ・ILO 第 60 回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択 ・国際婦人年世界会議(於:メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の 10 年」(1976～1985)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」設置(総理府) ・「婦人問題企画推進本部会議」開催 ・婦人問題企画推進室が業務開始 ・育児休業法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県婦人連合会が沖縄県に要請:男女平等・婦人の地位向上について 	

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」初年度 ・ILO事務局に婦人労働問題担当室が新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚復氏制度改正(民法の改正) ・育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行 ・婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出 ・労働省「第1回日本婦人問題会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・県労働商工部の「労政課」に婦人行政担当の専任職員配置 ・育児休業条例の制定 ・県内初女性県議会議員誕生(上江洲トシ) 	
昭和52年 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第63回総会で看護職員ならびに勧告を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定(S52~61) ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・県婦人関係行政連絡会議設置 ・県婦人問題懇話会設置 	
昭和53年 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「国内行動計画第1回報告書—婦人の施策と現状—」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査 	
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省「相続に関する民法改正要綱草案」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部に青少年行政と婦人行政を統合した「青少年婦人課」を設置 	
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年中間年」世界会議(於:コペンハーゲン)・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「国内行動計画第2回報告書—婦人の施策と現状—」を発表・女子差別撤廃条約への署名・総理府「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催・「民法」の一部改正(配偶者相続分の引き上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議参加[22人]・「国連婦人年の10年」中間年記念沖縄大会開催・「国連婦人の10年」記念第1回沖縄県婦人国内研修(於:埼玉県、東京都) 	
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画」後期重点目標決定 ・労働省「バードバンク」の設置を開始 ・法務省は法制審議会に国籍法部会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県議会議長名で「婦人に対するあらゆる形態差別撤廃条約」早期批准に関する意見書提出 ・県庁初の女性課長発令(青少年婦人課長:安次富初子) 	
昭和57年 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省:男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」成立 		
昭和58年 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の生活と意識—国際比較調査報告書」発表(他国に比べて性別による役割意識が強いことが示される) ・法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事名で内閣総理大臣へ「婦人に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」早期批准について要望書提出 ・沖縄県婦人問題懇話会による知事への提言 	

国連婦人の十年(五十一〜六十年)

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
昭和 59 年 (1984)	・「国連婦人の 10 年 ESCAP 地域政府間準備会議」開催(於:日本・東京)	・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出	・婦人問題解決のための沖縄県行動計画策定 ・県2番目の女性課長(婦人相談所長:翁長孝枝) ・第1回婦人海外研修「婦人の翼」実施	・第1期婦人海外研修「婦人の翼」参加
昭和 60 年 (1985)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議(於:ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法の改正施行(父母両系血統主義の採用) ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「国民年金法」改正(女性の年金権を確立)	・第1回うないフェスティバル開催(那覇市)	・八重山婦人連合会が県議会文教厚生委員会へ陳情内容 ①沖縄県婦人問題懇話会へ早急に離島地区から審議委員を出すこと ②八重山に関する婦人問題研究センターの設置を早急に実現すること ③学童保育の法令化の早期実現を図ること ④八重山に働く婦人の家の設置を早急に実現すること
昭和 61 年 (1986)		・婦人問題企画推進本部を拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行	・沖縄の女性と男性の広場「あい」(広報誌)発行 ・「女性総合センターの早期建設について」婦人問題懇話会から知事へ提言 ・「農村婦人の翼」実施	・第3期婦人海外研修「婦人の翼」参加
昭和 62 年 (1987)		・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内旅行行動計画」策定	・婦人団体連絡協議会結成(27 団体) ・「婦人の翼」の会結成	・第6期女性農業委員誕生(大道晴子) ・第4期婦人海外研修「婦人の翼」参加
昭和 63 年 (1988)		・週 40 時間労働制に向けての「労働基準法」の改正	・「西暦 2000 年に向けて女性の望ましい生き方のために」婦人懇話会から知事へ提言	
平成元年 (1989)		・学習指導要領の改訂(高校家庭科の男女必修)		・女性問題学習講座(社会教育課)
平成 2 年 (1990)	・国連婦人の地位委員会拡大会議(於:オーストリア・ウィーン) ・国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実地に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・女性問題学習講座(社会教育課) ・女性問題図書コーナー開設(市立図書館) ・第7期女性農業委員誕生(大道晴子)
平成 3 年 (1991)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)目標年度:平成 12 年度 ・「育児休業法」公布	・全国で2人目の女性副知事(尚弘子)誕生「沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査」	・女性問題学習講座(社会教育課) ・女性行政サービス窓口の設置に関する 質問(市議会一般質問)
平成 4 年 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命(河野洋平内閣官房長官)	・総務部知事公室に女性政策室を新設(室長安里和子) ・女性行政推進本部設置	・女性問題学習講座(社会教育課) ・第9期女性海外研修参加補助「女性の翼」 ・「女性行政雑談会」対象:行政職員 ・第 23 代教育委員長誕生(糸州マサ) ・石垣市婦人防火クラブ発足

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
平成 5 年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権会議」開催(於:ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校での家庭課の男女必修完全実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)成立 ・地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される。(平成5年度都道府県分) ・第4回世界女性会議日本国内委員会設置 ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン 21～」を策定 ・(財)おきなわ女性財団設立 ・沖縄県農山漁村女性に関する中長期ビジョン策定 ・「DEIGOプラン 21 推進月間」を設定(DEIGOプラン 21 推進 10 市メッセージリレー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題学習講座(社会教育課) ・石垣市付属機関「女性問題会議」設置(民生課) ・第 10 期女性海外研修参加補助「女性の翼」 ・第 24 代教育委員長誕生(新城知子) ・家庭科の男女共修(中学校) ・第8期女性農業委員誕生(大道晴子)
平成 6 年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋会議開催 ・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択(於:エジプト・カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加 ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」発足 ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・「児童の権利に関する条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・県2人目の女性副知事誕生(東門美津子) ・DEIGOプラン 21 推進キャラバン ・第 1 回「女と男のフェスティバル」 ・人材リスト作成 ・女性問題アドバイザー設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「石垣市女性行動計画」(案)の策定を諮問(民生課) ・石垣市女性に関する市民の意識と実態調査(民生課) ・石垣市女性行政担当を企画室へ ・女性行政担当職員配置(企画室) ・女性市議会議員2人誕生(辻野ヒロ子、富里八重子) ・第 11 期女性海外研修参加補助「女性の翼」(企画室) ・家庭科の男女共修(高校)
平成 7 年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・北京女性会議NGOフォーラム開幕 ・約 3 万 1 千人参加(日本から 5 千人) [8.30～9.8] ・第4回世界女性会議(於:北京)開催(190カ国約 1 万 7 千人が参加)首席代表野坂浩賢女性問題担当大臣・「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO156 号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」批准 ・「育児休業法」改正 ・「女性のためのアジア平和国民基金」発足 ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催(総理府) ・農業者年金基金の一部改正法公布農業経営の妻にも年金加入権) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県初の女性部長誕生(生活福祉部長:安里和子) ・沖縄女性の 50 周年フォーラム・第4回世界女性会議に県内から 70 名余の女性が参加 ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ」発刊 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政係設置(企画室) ・石垣市女性行動計画(案)の策定を提言(石垣市女性問題会議) ・石垣市女性行政推進本部会議設置 ・第 12 期女性海外研修参加補助「女性の翼」 ・「女性講座いしがき'95」開講 ・広報誌「まるざー」発行 ・初の女性公民館長誕生(山根慶子) ・石垣市選挙管理委員 ・初の女性委員誕生(長田ハル) ・第 28 回婦人の主張中央大会受賞者(田盛亜紀子・下地スエ)
平成 8 年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県女性総合センター(ていりる)開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣市男女共同参画社会の実現をめざす「いしがきプラン」の策定 ・「いしがきプラン」具体的施策の推進(各部署等) ・初の女性課長誕生(市史編集室) ・第 13 期女性海外研修参加補助「女性の翼」(ドイツ・フランス) ・「女性講座いしがき'96」開講 ・広報誌「まるざー」発行 ・石垣市織物事業共同組合女性理事長就任(松竹喜生子) ・石垣市女性団体ネットワーク会議結成

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
平成 9 年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省婦人局婦人少年室や各都道府県の婦人少年室を女性局女性少年室に改称 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ～21 世紀へのメッセージ」映像化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「石垣市女性行政のあらまし」発行(企画室) ・石垣市女性委員情報交換会 ・「女性講座いしがき'97」開講 ・石垣市女性模擬議会(企画室) ・2人目の女性課長誕生(児童家庭課) ・初の男性講座「男の生き方セミナー」開講 ・第 30 回婦人主張大会中央大会受賞者(比嘉玉子) ・第 1 回まるざーフェスティバル開催(女性団体ネットワーク会議) 第 2 部: ファッションショー: テーマ「一枚の布から」 於: 市民会館中ホール ・市女性人材リスト事業実施 ・第 28 代教育委員長誕生(宮里テツ) ・八重山地区婦人連合会 40 周年記念事業 ・広報誌「まるざー」発行
平成 10 年 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 18 回女性差別撤廃委員会開催(於: ニューヨーク) ・APEC 女性問題担当大臣会合開催(於: マニラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 50 回「女性週間」(4 月 10 日～4 月 16 日)主唱: 労働省・男女共同参画審議会 「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン 21～」改定 ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ～21 世紀へのメッセージ」映像化 ・「男女共同参画都市宣言」(那覇市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政学習会(部課長及び職員対象) ・啓発ビデオ「セクシャル・ハラスメントを考える」(企画室) ・「女性週間 50 周年記念講演会」講師: 山口みつ子(市川房江記念会業務理事) ・「女性講座いしがき'98」開講(6 回) ・第 15 期女性海外研修参加補助「女性の翼」(オーストラリア・ニュージーランド) ・女性市議会議員 2 期目誕生(辻野ヒロ子・富里八重子) ・第 31 回婦人主張大会中央大会受賞者(加藤伴子・市村美代子) ・第 2 回まるざーフェスティバル開催(於: 市民会館中ホール・大ホール) 第 2 部: 「ユキエ」上映・ネットワーク学習会及び情報交換会・「いしがきプラン」地域推進委員会設置・広報誌「まるざー」発行
平成 11 年 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP ハイレベル政府間会議開催(於: タイ・バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規程) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害者支援を考えるフォーラム」の開催 ・「米軍基地から派生する女性に関する諸問題調査事業」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性講座いしがき'99」開講(6 回) ・「いしがきプラン」地域推進委員会開催 ・第 16 期女性海外研修参加補助「女性の翼(カナダ)」 ・第 32 回婦人主張大会中央大会受賞者(藤田いそ子・嵩田美代子) ・「現代の名工」に認定(新垣幸子) ・広報誌「まるざー」発行 ・男女平等意識調査(職員対象)実施 ・「いしがきプラン」地域推進市民フォーラム開催

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
				<ul style="list-style-type: none"> ・第3回まるざーフェスティバル開催 第2部: 記念講演会: テーマ「20世紀を生きた八重山の女性たち」～宮城文と牧志つるゑを偲ぶ～講師: 玉代勢秀子 ・女性人材リスト冊子作成 ・「市議会推薦による農業委員に女性登用を要請」: 市長、市議会議長宛(石垣市女性団体ネットワーク会議) ・八重山地区農山漁村組織連絡協議会) ・第10期女性農業委員誕生(多宇久美子)
平成12年(2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会・女性2000年会議(於: ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性と仕事の未来館」開館(労働省) ・「男女間における暴力に関する調査」(総理府) ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 ・「国の審議会における女性委員の登用に ついて」決定 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画 策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申 ・「ストーカー行為規制法」の公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おきなわ女性白書2000」発行 ・知事公室「女性政策室」から「男女共同参画室」へ改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣市子育て支援センター「こっこーま」開所(児童家庭課) ・「女性講座いしがき2000」開講・広報誌「まるざー」発行 ・第30代教育委員長誕生(當山房子) ・石垣市国際交流員女性配置(インガ・メリエール・ビューリ)スコットランド出身 ・「現代の名工」に認定(新絹枝) ・第17期女性海外研修参加補助「女性の翼」(ドイツ・デンマーク) ・第33回婦人主張大会中央大会受賞者(喜屋武美千代・河上美奈子) ・第2期「いしがきプラン」地域推進委員発令 ・「いしがきプラン」地域推進市民フォーラムの開催
平成13年(2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法施行 ・中央省庁再編に伴い内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。(男女共同参画審議会を廃止) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の施行 ・第1回男女共同参画週間(6月23日～6月29日)男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行(配偶者暴力相談支援センターを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」 ・「日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック」発行 ・平成12年度「沖縄県男女共同白書」発行 ・第3回世界のウチナーンチュ大会「女性フォーラム」開催 ・「沖縄県DV対策事業」(DVシンポジウム等開催): 平成13年度からスタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回まるざーフェスティバル開催 第2部: 公開座談会: テーマ「21世紀自立に向けて手をつなぐやいまの女たち」 ・機構改革により女性行政係は広報広聴課へ ・3人目の女性課長誕生(福祉課) ・基幹在宅介護支援センター開所(介護長寿課) ・第18期女性海外研修参加補助「女性の翼」(オランダ・ドイツ) ・八重山地区相談業務関係団体ネットワーク設立(八重山警察署) ・第1回男女共同参画週間パネル展 ・「わいわいクラブ」が発足(子育て支援センター「こっこーま」に通う親たちの自主活動) ・「男女共同参画講座2001」開催 ・第5回まるざーフェスティバル開催 第2部: ファッションショー: テーマ「着てみて使ってみて わたしたちの手仕事」～八重山の伝統染織を今に生かして～

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
				<ul style="list-style-type: none"> ・県功労賞受賞(男女共同参画社会に貢献):大山トヨ ・川平婦人会創立70周年記念式典 ・石垣市婦人連合会25周年記念式典 ・「八重山女性の翼の会」発足 ・広報誌「まるざー」発行
平成14年 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議」ESCAP 地域政府準備会議(東京)の開催 ・「APEC 第2回女性問題担当大臣会合」の開催:メキシコ・グアダハラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン21～」策定 ・男女共同参画推進地域会議(於:石垣市) ・平成13年度「沖縄県男女共同参画白書」発行 ・配偶者暴力支援センター開設(県女性相談所) ・復帰30周年記念事業「女性達の30年」開催:パネルディスカッション部のパネリストとして石垣市から参加(潮平俊) ・「沖縄県DV防止対策事業」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進地域協議会 in 石垣市」開催(共催:沖縄県・石垣市) ・4人目の女性課長誕生(青少年センター) ・第32代教育委員長誕生(潮平俊) ・石垣市健康福祉センター開所 ・第19期女性海外研修参加補助「女性の翼」(スウェーデン・ノルウェー) ・「男女共同参画講座2002」開講 ・石垣市女性相談員配置(児童家庭課) ・女性市議会議員3名誕生(辻野ヒロ子・富里八重子・上門孝子) ・第11期女性農業委員誕生(多宇久美子・前津恵子) ・第35回婦人の主張中央大会受賞者(川平孝子・半嶺敬子) ・広報誌「まるざー」発行
平成15年 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州協議会「第29回男女平等運営委員会」開催:フランス・ストラスブール ・国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)開催(韓国ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布。施行 ・「えがりて」終刊150号:編集発行:内閣府男女共同参画局 ・「男女共同参画推進本部ニュース」第1号発刊 ・全国の行政相談委員5,000名中、123名の男女共同参画担当委員指名(総務省)・日本初の女性知事誕生(北海道知事:高橋はるみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県男女共同参画推進条例制定・施行 ・県内初女性の空手道場主:大城信子 ・沖縄県女性団体連絡協議会「35周年記念誌」出版 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回まるざーフェスティバルの開催 ・第2部:フォーラム開催:テーマ:「復帰30年、八重山の女性達のあゆみ」 ・石垣市附属機関設置条例の一部を「石垣市女性問題会議」から「石垣市男女共同参画会議」に改正 ・石垣市男女共同参画会議規則の施行 ・平成15年度「男女共同参画週間」パネル展 ・石垣市婦人防火クラブを表彰(財)日本消防協会より優良婦人消防隊を表彰「創立10周年をむかえる」 ・ハートサポート・やいま発足 ・石垣市男女共同参画会議委員委嘱 ・石垣市男女共同参画会議開催 ・「石垣市女性行政のあらまし」作成 ・石垣市女性行政推進本部会議開催 ・第20期女性海外研修参加補助「女性の翼」(スウェーデン・フィンランド) ・第36回婦人の主張中央大会受賞者(玉代勢光子・柳田千晶) ・沖縄県と共催事業「平成15年度男女共同参画条例広報啓発事業 in 石垣」開催 ・基調講演 講師:潮平俊

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
				<ul style="list-style-type: none"> ・「満とたず子のジェンダートーク」出演：笑築過激団 ・親善都市：愛知県岡崎市学区女性の会ご一行来島 ・第18回婦人芸能大会で文化交流：「岡崎五万国おどり」を披露（主催：石垣市婦人連合会） ・「男女共同参画講座 2003 開催」（4回） ・広報誌「まるざー」発行
平成 16 年 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP(アジア太平洋地域経済社会委員会)開催：ESCAP 本部(タイ・バンコク) ・第48回国連婦人の地位委員会開催(於：ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書 とりまとめ ・「日本女性会議 2005 まつやま」開催・改正配偶者暴力防止法公布・施行 ・育児・介護休業法改正 ・「苦情処理ガイドブック」発行：内閣府男女共同参画局 ・2人目女性知事誕生(大阪府知事：太田房江) ・3人目女性知事誕生(熊本県知事：潮谷義子) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村の男女共同参画施策主要指標」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回まるざーフェスティバル開催 講演会「市町村合併について」講師：八重山地域市町合併推進協議会会長石垣市長大瀧長照 ・天皇・皇后様の行幸啓の際、「八重山の織物について」の機織の実演、展示 ・石垣市男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査実施(市民アンケート) ・第34代教育委員長誕生(小底弘子) ・八重山初の女性県議会議員誕生(辻野ヒロ子) ・第21期女性海外研修参加補助「女性の翼」(オーストラリア) ・「男女共同参画講座 2004」開催(3回) ・職員講座の開催 ・沖縄県指定無形文化財八重山伝統舞踊保持者決定(山森喜代子、本盛秀、宇根由基子、森田吉子) ・広報誌「まるざー」発行・第37回婦人の主張中央大会入賞者(西表和子・東内原とも子)
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(CSW)―「北京+10」開催(於：ニューヨーク国連本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正育児・介護休業法施行 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 ・男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定 ・女性の学習国際フォーラム「災害と女性のエンパワメント」を開催 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定 ・「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」作成 ・「市町村における男女共同参画の推進に関する事例集」発行：内閣府男女共同参 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行政所管組織の変更新：文化環境部平和・男女共同参画課前：総務部知事公室男女共同参画室 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回まるざーフェスティバルの開催(市健康福祉センター)講演会「平和を求める-沖縄の現状と地位協定-」講師：新垣勉(弁護士) ・講演会の開催「改正 DV 防止講演会」共催：ハートサポート・やいま、八重山福祉保健所、石垣市 ・「石垣市子育て支援行動計画」策定 ・石垣市男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査(市民アンケート)まとめ作成 ・市民アンケート概要版リーフレット「みんなの笑顔が輝くみーどろんびきどろんのまち“石垣市”をめざして」発行 ・5人目の女性課長誕生(児童家庭課長) ・初の女性消防士誕生 ・初の女性技師誕生

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
		<p>画局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4人目女性知事誕生(千葉県知事:堂本 暁子) ・「男女共同参画社会の形成の推進に関する事例集」発行:内閣府男女共同参画局 ・「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理」発行:男女共同参画会議 ・初の男女共同参画担当大臣就任(猪口邦子)(内閣府特命担当:少子化・男女共同参画) ・「北京+10」記念シンポジウム開催・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度「男女共同参画週間」パネル展 ・「いしがきプラン」実績・評価に関する調査実施・調査書まとめ作成 ・石垣市男女共同参画会議委員委嘱 ・石垣市男女共同参画会議開催 ・第 38 回婦人の主張中央大会入賞者(バルセロ共子・東嵩西のり子) ・平成 17 年度沖縄県女性農林漁業士誕生 (花谷友子・川満京子・前津恵子) ・第 11 期農業委員誕生(多宇久美子・前津恵子・當銘千鶴子・仲松須磨子) ・初の女性農業委員会会長誕生(多宇久美子) ・「第2次いしがきプラン」策定に向けての提言:(石垣市男女共同参画会議から石垣市長へ) ・第9回まるざーフェスティバル開催 講演会:「戦場のベビーを書き終えて」講師:三木健(琉球新報社副社長) 座談会:「戦後の体験を語る」コーディネーター:松田良孝・パネラー4名(新正元・南風野節子・島村修・黒島春) ・広報誌「まるざー」発行 ・「男女共同参画講座 2005」開催(2回) ・「第2次いしがきプラン」(素案)に対するパブリックコメント実施 ・女性団体による「八重山病院産婦人科医師確保実現を要請する会」発足 ・女性団体が八重山市町会等へ要請:「八重山病院の産婦人科医師の確保実現に向けて」(関係機関8箇所) ・女性団体が署名活動:「八重山病院の産婦人科医師の確保実現に向けて」大型店舗前や各団体への署名活動 ・県知事、県議会議長へ要請:「八重山病院の産婦人科医師の確保実現に向けて」(八重山病院産婦人科医師確保実現を要請する会、自治労市職労青年部)署名総数:18,316人(要請団員30名余) ・第2次石垣市男女共同参画計画「いしがきプラン」策定
平成 18 年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 50 回国際婦人の地位委員会開催(「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など)(於: 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ・「女性問題懇話会」廃止、新たに「男女 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次「いしがきプラン」具体的施策の推進(各部署等) ・男女共同参画講座 講演会「笑って考えよう男女のこ

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク国連本部) ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於:東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書」 	<ul style="list-style-type: none"> 共同参画行政推進本部」設置 ・「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センター」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> と・人権のこと」講師:瀬地山角 ・男女共同参画講座 講演会「子供や女性を守る地域の力」講師:八巻香織 ・男女共同参画講座 講演会「すこやかですか、心と身体～自分らしく生きるために～」講師:竹下小夜子 ・フォーラム「～男女が共に働き続けるために～『男女共同参画推進』(主催:労金八重山地区推進委員会) ・講演会「配偶者からの暴力防止支援アドバイザー派遣事業」講師:近藤恵子(主催:内閣府) ・市民フォーラム 基調講演「妻が僕を変えた日」講師:広岡守穂 ・女性初の石垣市議会事務局長誕生 ・看護業務功労瑞宝雙光章受章(仲吉八重) ・石垣市女性団体ネットワーク会議結成10周年 ・第10回まるざーフェスティバルの開催 於:ホテル日航八重山 記念講演「デンマークの女性たち」講師:シアベック柴田幸子 記念式典および祝賀会 ・第39回婦人の主張中央大会入賞者(仲本 則子) ・広報誌「まるざー」発行
<p>平成 19 年 (2007)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 51 回国連婦人の地位委員会開催(「女兒に対するあらゆる形態の差別暴力撤廃」など)(於:ニューヨーク国連本部) ・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於:インド・ニューデリー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画都市」を宣言 ・第2次いしがきプラン地域推進委員会開催 ・男女共同参画週間標語コンクール開催 ・シンポジウム開催 テーマ「参画で職場に活気家庭にゆとり」 ・男女共同参画講座 講演会「リーダー育成の為にスキルアップをめざして」講師:石原絹子 ・男女共同参画講座 講演会「ことばとコミュニケーション」講師:崎山律子 ・第 24 期沖縄県女性海外セミナー参加補助(韓国) ・沖縄県社会教育功労賞受賞(宮里テツ) ・群内初の「認知症介護指導者」に認定(當山房子) ・第40回婦人の主張中央大会入賞者(砂川菜保子) ・広報誌「まるざー」発行
<p>平成 20 年 (2008)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 52 回国連婦人の地位委員会開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など)(於:ニューヨーク国連本部) ・女子差別撤廃条約実施状況報 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和推進室」設置 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 専門調査会 ・「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画 		<ul style="list-style-type: none"> ・石垣市男女共同参画会議開催 ・石垣市男女共同参画推進条例(仮称)策定推進ワーキングチーム会議開催 ・石垣市男女共同参画推進本部会議開催 ・石垣市長から男女共同参画会議会長へ「石垣市男女共同参画推進条例(案)」を諮問

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
	告(第6回)	<p>加速プログラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議会長から石垣市長へ「石垣市男女共同参画推進条例(案)」を答申 ・「石垣市男女共同参画推進条例(案)」公表パブリックコメント募集 ・例規審議委員会で「石垣市男女共同参画推進条例(案)」を審議 ・「男女共同参画週間標語コンクール」開催 ・第25期沖縄県女性海外セミナー参加補助(ベトナム) ・第11回まるざーフェスティバルの開催 講演会「『やいま女性学』事始」講師:勝方=稲福恵子上映会「イザイホウ」 ・「石垣市男女共同参画推進条例」制定 ・講演会「男女がともに参画するまちづくりをめざして」講師:大城貴代子 ・農林水産省畜産部門天皇杯受賞(多宇司・明子夫妻) ・叙勲 瑞宝双光章受章(平良ヤス) ・広報誌「まるざー」発行
平成 21 年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・第53回国連婦人の地位委員会開催(「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など(於:ニューヨーク国連本部) ・第3回東アジア男女共同参画担当大臣 会合(於:韓国・ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV相談ナビ」開設 ・「育児・介護休業法」改正 ・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表 		<ul style="list-style-type: none"> ・石垣市男女共同参画推進条例施行 ・第12回まるざーフェスティバルの開催 第2部映写会「歓喜の歌」 ・石垣市初の女性教育長誕生(江川 三津恵) ・石垣市男女共同参画推進条例施行記念フォーラム ・男女参画講演会「自分らしく生きるために」講師:阿木耀子 ・シンポジウム「今こそワーク・ライフ・バランス」 ・第26期女性海外研修参加補助「女性の翼」(中国) ・女性のための起業講座開催 講師:安里香織 ・ITを活用した起業養成講座開催 講師:西村総一郎 ・石垣市子どもセンター開所 ・沖縄県文化協会賞受賞(糸洲マサ・諸見里吉子) ・旭日雙光章受章(本盛秀) ・藍綬褒章受章(前盛恵子) ・厚生労働大臣賞受賞(唐真佑子) ・広報誌「まるざー」発行
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催(於:ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県配偶者等からの暴力防止および被害者支援基本計画」改定 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回まるざーフェスティバルの開催 講演会「海で人を丸にする」講師:荒木汰久治 ・パネルディスカッション「環境を考える！」 ・男女共同参画講座「父ちゃんの手作りお弁当うれしいな！」開催 ・「男女共同参画週間標語・俳句コンクール」開催

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
				<ul style="list-style-type: none"> ・講演会「かかわるってすばらしい」 講師：江川三津恵（共催：八重山「女性の翼」の会） ・携帯電話のカメラで撮る「ケータイフォトコンびぎどろんの家事・育児」開催 ・広報誌「まるざー」発行
<p>平成 23 年 (2011)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足 ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣 会合（於：カンボジア・シエムリアップ） 		<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を文化環境部から環境生活部へ改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 14 回まるざーフェスティバルの開催 ファッションショー「イシ・コレ ファッションで島興し」 ・県立八重山病院産婦人科医師の確保要請（関係機関8箇所が要請） ・講演会「なぜ医師になったか？～35 年続けられたのは～」講師：沖縄県立八重山病院副院長 依光たみ枝（共催：八重山「女性の翼」の会） ・第 28 期沖縄県女性海外セミナー参加補助（ハワイ） ・男女共同参画講座 講演会「魅惑のノルディックウォーキング」講師：笹尾修司
<p>平成 24 年 (2012)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択（於：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次沖縄県男女共同参画計画-DEIGO プラン-」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2012 ケイタイフォトコンびぎどろんの家事・育児・介護」開催 ・男女共同参画講演会「100 歳の女子アナウンサーがいたっていいじゃない!!」講師：いらみな ぜんこ（共催：八重山「女性の翼」の会） ・第 15 回まるざーフェスティバルの開催 ・女性模擬市議会を開催 ・第 29 期沖縄県女性海外セミナー参加補助（フランス） ・広報誌「まるざー」発行
<p>平成 25 年 (2013)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの提言 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により企画部秘書広報課より市民保健部市民生活課に所管替 ・「2013 ケイタイフォトコンびぎどろんの家事・育児・介護」開催 ・男女共同参画講演会「人が主役の街づくり～先進国から学ぼう～八重山の現在そして未来」講師：ヴァンソン藤井由実（共催：八重山「女性の翼」の会） ・第 16 回まるざーフェスティバルの開催 総合体育館 ・ジェンダーを考える教室 開催「自分らしく幸せになるために～男女共同参画から考える私たちの社会と人生～」講師：新垣誠 ・石垣市男女共同参画会議開催 ・第2次いしがきプラン地域推進委員会開催 ・島興しイベント「ばが一島を語ろう」（石垣市女性団体ネットワーク会議） ・第 30 期沖縄県女性海外セミナー参加補助（イギリス） ・広報誌「まるざー」発行

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	石垣市の動き
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 第 58 回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂 2014 に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる 		<ul style="list-style-type: none"> 「届け！あなたの想いを川柳・標語にのせて」「ケイタイフォトコンびぎどうんの家事・育児・介護」開催 男女共同参画講演会「子供に伝えたい、仕事と生きること」講師：青山喜佐子（共催：八重山「女性の翼」の会） 講演会「女性が輝けば地域社会も輝く」講師：伊藝美智子（主催：女性団体ネットワーク会議） 石垣市男女共同参画講演会 講演「働く女性の心身の健康とメンタルヘルス」講師：菅原幸子 第 2 次いしがきプラン地域推進委員会開催 「石垣市子ども・子育て支援事業計画」策定 広報誌「まるざー」発行
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 第 59 回国連婦人の地位委員会 / 「北京+20」開催（於：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律成立 男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たったの基本的な考え方について」答申 男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画案について」答申 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりに関する県民意識 調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 女性初の石垣市会計管理者誕生 平成 27 年度「届け！あなたの想いを川柳・標語にのせて」コンテスト開催 講演会「『食』を通して、沖縄を元気にしたい！～私たちは、食べ物で出来ている～」講師：伊志嶺勲 叙勲 旭日双光章受賞（辻野ヒロ子） 石垣市男女共同参画会議開催 「第 3 次いしがきプラン」案の諮問（石垣市長より石垣市男女共同参画会議へ） 石垣市男女共同参画推進本部会議開催 石垣市男女共同参画推進本部ワーキンググループ会議開催 第 32 期沖縄県女性海外セミナー参加補助（マレーシア、シンガポール） 第 17 回まるざーフェスティバルの開催 於：市民会館中ホール、展示室 「第 3 次いしがきプラン」公表 パブリックコメントを募集 「第 3 次いしがきプラン」案の答申（男女共同参画会議より石垣市長へ） 石垣市男女共同参画講演会 イクボス講座「『あなたのもとで働きたい』と言われるリーダーとは」講師：上江洲崇 第 2 次いしがきプラン地域推進委員会開催 「第 3 次石垣市男女共同参画計画『いしがきプラン』」策定 「第 3 次いしがきプラン概要版」発行 「石垣市男女共同参画に係るアンケート調査結果報告書」発行 広報誌「まるざー」発行

